

## 平成31年第1回奥多摩町議会定例会 会議録

1 平成31年3月8日午前10時00分、第1回奥多摩町議会定例会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番	木村 圭君	第2番	大澤由香里君	第3番	澤本 幹男君
第4番	清水 明君	第5番	小峰 陽一君	第6番	石田 芳英君
第7番	宮野 亨君	第8番	高橋 邦男君	第9番	原島 幸次君
第10番	村木 征一君	第11番	師岡 伸公君	第12番	須崎 眞君

3 欠席議員は次のとおりである。

なし

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 澤本 恒男君 議会係主任 原島 大輔君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	河村 文夫君	副 町 長	加藤 一美君
教 育 長	若菜 伸一君	企画財政課長	山宮 忠仁君
若者定住化対策室長	新島 和貴君	総 務 課 長	井上 永一君
住 民 課 長	原島 滋隆君	福祉保健課長	清水 信行君
観光産業課長	天野 成浩君	地域整備課長	坂村 孝成君
会計管理者	加藤 芳幸君	教 育 課 長	原島 政行君
病院事務長	須崎 洋司君		

平成31年第1回奥多摩町議会定例会議事日程 [第3号]

平成31年3月8日(金)

午前10時00分 開議

会 期 平成31年3月5日～3月19日(15日間)

日程	議案番号	事 件 ・ 議 案 名	結 果
1	—	議長開議宣告	—
2	—	一般質問(10名)  1 石田 芳英議員 2 高橋 邦男議員 3 村木 征一議員 4 原島 幸次議員 5 澤本 幹男議員 6 木村 圭議員 7 小峰 陽一議員 8 清水 明議員 9 宮野 亨議員 10 大澤由香里議員	—
3	陳情 1号	介護保険制度の改善を求める陳情書	不採択
4	陳情 2号	後期高齢者医療の一部負担金の割合を引き上げないよう求める陳情書	不採択
5	陳情 3号	アスベスト被害者補償基金制度の創設と全面解決を国に働きかける意見書提出を求める陳情	不採択

(午後3時28分 散会)

午前 10 時 00 分開議

○議長（師岡 伸公君） 皆さん、おはようございます。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりであります。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

日程第 2 一般質問を行います。

通告のありました議員は 10 名であります。これより通告順に行います。

初めに、6 番、石田芳英議員。

〔6 番 石田 芳英君 登壇〕

○6 番（石田 芳英君） 6 番、石田でございます。

おはようございます。平成 31 年第 1 回定例会の一般質問を行います。

私からは 1 項目、氷川愛宕山の明るい森づくりについて質問させていただきます。

氷川愛宕山は、JR 奥多摩駅の正面に鎮座し、昔から住民の心のよりどころ、憩いの森として親しまれてきました。また、町へは年間 212 万人もの観光客が訪れ、今後奥多摩中心部の滞在時間増加が課題になってきていると考えます。

氷川愛宕山頂上部分を除きますけれども、現在、東京都環境局の所有で、平成 27 年度より環境局所管で整備が始まり、枯れ木や支障木の撤去などが実施され、改善はされてきております。

しかし、まだまだ地域住民や観光客の皆様が気軽に入れる環境とは言えず、今後もなお一層積極的に明るい整備された「木漏れ日の森づくり」を推進し、地域住民や観光客の方々が気軽に入れる森にすべきではないかと実感しております。

平成 28 年 9 月議会で愛宕山について一般質問はしておりますが、状況確認のため、以下お尋ねいたします。

①平成 27 年度から実施されてきた整備の内容についてお伺いいたします。

②今後の整備計画やその内容についてどういうものがあるか、お伺いいたします。

③愛宕山の段下の環境局所有の尾根部分の高木が日照の支障になってきており、地域住民から日照改善の要望が出ておりましたが、この改善の方策はいかがでしょうか。

④今後、新たに整備の策定等に当たっては、地域住民や自治会、関係諸団体の声を聞き、また協議しながら推進していただければと存じます。この点はいかがでしょうか。

以上 4 点についてご所見をお伺いいたしますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（師岡 伸公君） 河村文夫町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 6 番、石田芳英議員の氷川愛宕山の明るい森づくりについての一般質問にお答えを申し上げます。

近年の町の観光は、森林セラピーや第2次登山ブーム、トレッキングなどに加え、河川や滝を利用したカヌーやラフティング、キャニオニングといった新たなアウトドアメニューが加わったことで、町に訪れる年間の観光客は、平成 29 年度に西多摩地域広域行政圏協議会が実施した観光入り込み客数調査によりますと、日帰り観光客は 133 万 7,000 人、宿泊客 17 万 1,000 人、行祭事・イベント入り込み者数 61 万 4,000 人、合計 212 万 2,000 人で、前回調査の 5 年前との比較では 35 万 7,000 人増加しております。率にして 20.2% の増加になります。

また、奥多摩駅前の観光案内所における観光客の案内件数も年間 6 万 3,000 件を超え、中でも目に見えて増加傾向にあるのが外国人観光客であり、英語対応は年間 2,000 件以上にも上っております。

このように年々観光客が増加しておりますが、その要因としては、これまでに取り組んできたキャンプ場や溪流釣り場、温泉センターなどのハード事業、観光客誘致のための各種観光イベントの開催や特色ある観光パンフレットや山里歩き絵図などのソフト事業の成果が徐々にあらわれていること、また、町の観光の柱として推進してまいりました森林セラピー事業が世の中から注目を浴びるようになり、癒しの町としての知名度を向上させたことなどが観光客の増加につながったと考えております。

さて、ご質問の愛宕山は、氷川地域の中心にそびえるシンボリックな山であるとともに、神社や戦没者が祀られる厳粛な場所でもあります。

この愛宕山一帯につきましては、木村源兵衛翁が東京都に寄付をされ、東京都が現在所有をしております。環境局が管理する園地が整備され、園内には遊歩道、あずまや、休憩用ベンチなどが配置され、気軽なハイキングコースになっております。

また、愛宕山周辺の観光施設である氷川キャンプ場においては、日帰り客と宿泊客を合わせて年間 4 万人ほどの利用者が、また、もえぎの湯においても年間 9 万人の入館者がおり、その一部の人たちの休憩ポイントにもなっております。

議員からのご質問の内容につきましては、愛宕山園地の所有者であり管理者である東京都環境局多摩環境事務所に伺っておりますので、その範囲内において答弁をさせていただきます。

初めに、1 点目の平成 27 年度から実施されてきた整備の内容についてであります。

都環境局多摩環境事務所においては、平成 26 年度から愛宕山の整備事業に着手しており、平成 26 年度では園地内の洗掘された歩道の補修を行い、平成 27 年度では老朽化した看板類の撤去及び枯損木の伐採と草刈りを実施、28 年度ではアカマツの伐採、老朽化した転落防止柵や休憩用のベンチを改修、29 年度ではアカマツの伐採や雑木等の伐採を行い、平成 30 年度ではインターロッキングブロック舗装、階段の補修、指導標の補修などの工事を予定していましたが、入札不調となったことから、平成 31 年度に再度発注する予定とのことであります。

次に、2 点目の今後の整備計画やその内容についてであります。都環境局によると、年次計画等は策定しておらず、平成 31 年度は不調となった整備工事を再度発注する予定とのことであります。平成 32 年度は引き続き歩道整備、支障木伐採を予定し、平成 33 年度以降については現場の状況を確認しながら、より良い整備を行っていく予定であるとのことであります。

次に、3 点目の愛宕山の段下の環境局所有の尾根部分の高木が日照の支障になってきており、この改善の方策についてであります。都では、園地内の樹木が大径木化していることから、今後は地域の方々との話し合いの場を設けるなどして、よりよい環境整備を進めていくとのことであります。

最後に、今後の整備に当たっては、地域住民や自治会、関係諸団体と協議しながら推進していただけないかについてでございますが、愛宕山園地は、奥多摩駅から徒歩で数分、氷川キャンプ場入り口に位置した絶好の景観地であることから、今後の整備に関しては町はもとより、地域と連携して安全かつ地域に密着した園地づくりを推進していくとのことであります。町といたしましても愛宕山の周辺整備につきましては、東京都環境局と連携を図りながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（師岡 伸公君） 石田芳英議員、再質問はありますか。どうぞ。

○6 番（石田 芳英君） ご答弁どうもありがとうございました。

特に再質問はございませんけれども、ご答弁の中で東京都環境局と連携しながら、30 年度は入札が不調になったということでございますけれども、31 年度、32 年度、また 33 年度もより良い整備をするというような方針ということでございますので、ぜひとも今後も積極的に、継続的に整備を進めていただいて、間伐等の実施、あるいは遊歩道や登山道の整備なども含めまして気軽に入れる明るい木漏れ日の森を実現されますようよろしくお願ひいたしたいと思っております。

また、関係者の皆様はもとより、今回、東京都議会議員の清水康子都議にもこの件に関

しましては関係部局に話をしていただき、推進していただいたのかなと思っておりますので、この場をかりて感謝申し上げたいと思います。

私からの質問はこれで終わります。どうもありがとうございました。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、6番、石田芳英議員の一般質問は終わります。

次に、8番、高橋邦男議員。

〔8番 高橋 邦男君 登壇〕

○8番（高橋 邦男君） 8番、高橋です。

では、2件質問させていただきます。

1件目ですけれども、町の高齢者福祉についてであります。

現在の奥多摩町は、人口約5,200人、高齢化率が約49%と少子高齢化・過疎化が進んでいます。町はその対策として、十数年前から少子化・若者定住化対策を最重要施策として推進しています。その結果、その効果が徐々にあらわれ始め、人口減の幅も小さくなるとともに、年少人口の増加も見られます。

私は、少子高齢化・過疎化の小さな町では、少子化・若者定住化対策の継続とともに、何といても町を支える住民皆さんが元気に生き生き生活できる環境でなければならないと思っています。特に、町を支えてきてくださった高齢者皆様には、行政や地域で支えることが大切であります。

町は、在宅高齢者福祉サービスや見守り活動、老人クラブの活動支援など高齢者福祉に手厚い支援をしていると思っています。ただ、その一方で地域活動とか交流活動への参加が遠のいたり、日常生活における不便さも増しているように思えます。

私は、高齢者皆さんの生きがいつくりや日常生活における不便さを和らげる対策を行政と地域で取り組んでいく必要があるのではないかと考えています。

例えば、1つ目として、地域力を生かした地域活動・交流活動の場をとということであり、自治会や地域団体の事業・行事において、声かけ、送迎支援、配慮した企画の用意など、高齢者の皆さんが参加しやすい環境をつくる。また、各地域で健康づくりやお茶飲み会、異世代交流などの集える場が実施できればと思っています。

2つ目として、町の事業・行事の活用をとということであり、ふれあいまつりのようにスポーツ・フェスティバルを盛り上げるとか、町が中心となって敬老を祝う会などを開催できればと思っています。

3つ目としまして、雇用の場の拡大ということをお願いしたいと思っています。シルバー人材センターの仕事発注を増やせば少しはよくなるのではないかなというふうに思いま

す。

4つ目として、不便さを和らげるということではありますが、地域支え合いボランティア事業がもっと手軽に利用できるようにするとか、あるいは社協の送迎も医療機関だけでなく、買い物支援や代行などに拡大できればと思っています。

私は、これからの高齢者福祉では、生きがい（心の健康）づくりとか、あるいは不便さを和らげるということが大切ではないかと思っています。町は、今後の高齢者福祉に対してどのような方針をお持ちでしょうか。お聞かせ下さい。

2件目です。鳩の巣溪谷周辺の整備計画の進捗状況についてであります。

鳩の巣溪谷周辺の整備については、私が平成26年3月議会で、平成28年12月議会では清水明議員が質問しています。その答弁では、非常に重要で大きな事業であり、財源の確保や地域の観光産業の振興など検討すべき事項があるため、庁内でプロジェクトチームを編成し、基本構想を定めていくという内容でありました。

確かに整備計画は多額の財源を必要とする事業であり、奥多摩の観光スポットの1つであることから、観光の振興を考えねばならず、非常に難解な案件であることは承知しています。ただ、鳩の巣溪谷の整備については、地元住民皆さんも大変関心があり、心配しているところでもあります。

そこで、庁内プロジェクトチームではどの程度検討が進んでいるのか、整備計画の進捗状況をお聞かせください。

以上2件、よろしく申し上げます。

○議長（師岡 伸公君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 8番、高橋邦男議員の一般質問にお答えを申し上げます。

最初のご質問の町の高齢者福祉についてであります。この2月1日現在の町の人口は5,166人で、65歳以上の高齢者は2,534人、高齢化率は49.2%であります。一方、14歳までの年少人口は346人、6.7%であり、昨年4月からの10カ月で総人口は113人減少し、そのうち13人が年少人口であります。

議員からご指摘があったとおり、少子化対策・若者定住化対策を町の最重要課題として推進してまいりましたが、高齢化の進行と少子化の歯止めにつきましては非常に難しい問題であるというふうに考えております。

しかし、この施策を行わなかった場合は、さらに深刻な事態が起こっていたことは明らかであり、その場合、高齢者の皆さんを地域で支える自治会や消防団の担い手が確保でき

ないという状況になったであろうことは、年少人口の半数以上が町外からの転入者の子どもたちであるという現状からも明らかであります。

そのため、私はこれからも引き続き少子化対策・若者定住化対策を最重要課題と位置づけ、庁内全体で取り組んでまいります。

議員からは、町を支える住民皆さんが元気に生き生き生活できる環境でなければならないというご提言をいただき、具体的な4つの対策についてご提案をいただきました。その上で、これからの高齢者福祉に対して、町はどのような方針を持っているかについてのご質問にお答えを申し上げます。

1点目の地域力を生かした地域活動・交流活動の場についてであります。町では平成29年10月に介護保険で位置づけられた地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）を新たに1名配置をいたしました。この地域支え合い推進員は、町全体で住民皆さんが主体となって行う地域づくりを、中心となって担っていただく住民皆さんの、いわば住民リーダーをサポートするという役割を持っております。

平成30年1月から社会福祉協議会、地域包括支援センターの職員とともに勉強会を重ね、6月には私自身も参加して、みんなで助け合う地域づくりフォーラムを開催いたしました。7月及び9月には住民交流会として、住民皆さんに広く参加を呼びかけ、多くの皆さんに参加をしていただくことができました。

この3回の交流会に積極的に参加していただいた皆さんの中から地域のリーダーにふさわしい方々に地域づくりのための協議体のメンバーになっていただき、今後の住民主体の地域づくりをリードしていただくこととし、12月21日に11名の皆さんに委嘱状を交付させていただきました。

その後の話し合いにおいて協議体の名称を「奥多摩 お太助隊（おたすけたい）」とし、住民交流会でのテーマとされた移動支援、生活支援、居場所づくりを中心に、地域の皆さんとともに取り組んでいただくことといたしました。

自治会や地域団体の事業・行事への参加呼びかけ、送迎支援、高齢者皆さんが参加しやすい環境づくり、また、集える場づくりについても自治会や地域の垣根を越えて「お太助隊」の皆さんの活躍を期待しているところであります。

2点目の町の事業・行事の活用をであります。昨年6月に開催いたしました奥多摩スポーツ・フェスティバルは、平成28年度をもって終了した町民体育祭にかわる行事として実行委員の皆さんにより企画され、多くの皆さんにご参加いただきました。特に、高橋議員におきましては、体育協会の会長としてこのスポーツ大会には大変なご尽力いただき、



ありがとうございました。

今後は2年に1回ずつ開催することで、歩く大会とともに、住民皆さんが一堂に会して一日楽しめる行事にしていきたいと考えております。

これからもいろいろな趣向を企画していただき、お年寄りだけが参加する敬老を祝う会というよりも、子どもからお年寄りまで幅広く参加できる行事にしていきたいと考えております。

3点目の雇用の場の拡大についてですが、シルバー人材センターの平成31年1月18日現在の会員数は、男125名、女41名の計166名となっております。

職群別就業実績を見ますと、建物管理、車の誘導などの管理群、学校用務、作業、草刈りなどの屋内外作業群の2つが主なもので、町でもこうした建物管理業務や学校用務についてシルバー人材センターを積極的に活用させていただいております。こうした業務は通年で発注しており、配分金においても大きなウエートを占めておりますが、一方、植木の剪定、塗装、大工仕事などは一定の技能が必要となることから、需要はあるものの、こうした仕事ができる会員さんが少ないため、受注できないというお話も聞いております。

シルバー人材センターでは、常に会員さんを募集しておりますので、より多くの方が会員になっていただくことにより、仕事の量も増えてくるのではないかと考えております。

このシルバー人材センターの大きな役割としては、生きがいを持って日常を過ごすというのが大きなシルバー人材センターの目的であります。そういう点では、多くの人たちがこのセンターの会員になって、何らかのかかわりを持ちながら就労していただくというのがこの大きな目的でございますので、ぜひそういう点を多くの人に理解してもらえればありがたいなというふうに思うところでございます。

特に、今、町の場合にはシルバー人材センターにお願いしている事業というのは、シルバー人材センターの決算を見ていただくとわかりますように、ほとんど公共的な部分が6割以上を占めております。そういう点では、専門群の特に植木屋さんが少ないようでありまして、今現実には1カ月間の講習会を受けてこないとなかなかできないという後継者の問題等もありまして、植木屋さんをやってほしいという要望があるようですけれども、3人ではなかなか手が回らず、1年間苦労しているというお話も聞いているところでございます。

4点目の不便さを和らげるについてであります。地域支え合いボランティア事業につきましては、8番、高橋議員や7番、宮野議員からも以前にご質問いただきましたが、今後この事業からさらに発展していくためには、多くの協力会員さんの登録が必要でありま

す。その上で、もっと手軽に利用できる方法について検討する必要があることは承知しております。

また、社会福祉協議会に委託して実施している外出支援サービスについて、買い物支援や代行などへの拡大につきましても、昨年6月に実施いたしました自治会意見交換会においてさまざまな方から同様のご意見をいただきました。社協への委託事業を拡大する場合、対象地域をどうするのか、登録方法をどうするのかなど、工夫が必要なことが多くありますので、今後検討が必要であるというふうに考えております。

いずれにいたしましても、高橋議員が言われるとおり、生きがいつくりと移動支援が重要なキーワードであることは十分承知をしております。冒頭に申しあげました奥多摩お太助隊の協力はもとより、21の自治会の皆様のご理解とご協力をいただき、子どもからお年寄りまで元気で生き生きと暮らし続けることができる町づくりを進めてまいりますので、ご理解をお願い申し上げたいと思います。

先ほど申しあげました交流の推進員、あるいはそれぞれの地域によって抱えている問題が違う部分がございますので、現場現場でいろいろな知恵を出しながら、私の地域はこんなふうにやったらいいなという問題提起をしていただきながら、社会福祉協議会と連携してできるものについては実行していきたいというふうに考えております。

次に、2点目の鳩の巣溪谷周辺の整備計画の進捗状況でございますけれども、鳩の巣溪谷周辺の整備計画につきましては、高橋議員からは平成26年第1回定例会及び平成29年第3回定例会において、また、4番、清水明議員からは平成28年第4回定例会においてご質問をいただいております。

鳩の巣溪谷周辺の整備につきましては、庁内関係課の職員によるプロジェクトチームで検討を行ってまいりました。その結果、旧一心亭の再利用につきましては、耐震補強に3億円程度の費用を要すること、旧一心亭を解体する場合には解体用の新設道路等の整備が必要になること、また、解体に際しては、国、あるいは都に補助要綱がなく、町単独の費用が必要なこと、奥多摩工業が所有する旧鳩和荘が隣接していることから、奥多摩工業との意見調整が必要なことなど課題が多く、そのため旧一心亭周辺の整備につきましては、費用の確保などの問題も含めて、改めて庁内で検討し、地域振興が図られるよう、その方向性を定めた上で年次計画を策定して進めてまいりたいという答弁をさせていただきました。

現時点における鳩の巣溪谷周辺の状況でございますが、雲仙屋さんから鳩の巣小橋までの一部区間につきましては、町シルバー人材センターに清掃委託を行い、年63回にわた

り遊歩道の落ち葉や草刈り、ごみや落石等の除去などの作業を行っており、鳩の巣溪谷遊歩道及び数馬狭遊歩道とともに全区間において管理体制を充実しております。

平成 29 年 10 月に双竜の滝周辺で落石があったことから、落石防止工事を行い、あわせて周辺遊歩道の手すりが老朽化しておりましたので、取り替え工事も実施しております。

昨年の 8 月には庁内プロジェクトチームによる検討会議を開催しておりますが、検討内容につきましては、観光客が増加している現状にあつては観光面を優先し、双竜の滝や水神様等の名所へのアクセスが良くなるよう整備を急ぐこと、また、町が所有する旧一心亭及び奥多摩工業が所有する旧鳩和荘の解体については、町と奥多摩工業とで綿密な協議の場を設けた上で一体的に解体するほうがコスト的にも安価にできること、また、解体作業や廃材の運搬を行うためには大型重機やダンプトラック等の搬入が必要であることから、国道 411 号線から雲仙屋さんまでの町道を拡幅し、さらに雲仙屋さんから旧一心亭を經由して旧鳩和荘までの通路を拡幅しなければならないこと、その上で道路等の拡幅や建物の解体に要する費用については数億円規模の費用が必要なことなどを検討いたしました。

このプロジェクトチームの検討の中では、やはり一番の課題が旧一心亭の解体であり、先ほど申し上げましたとおり、建物の解体費用につきましては、国及び東京都に補助制度がございませんので、取付道路の拡幅工事を含め、町が単独で費用を捻出することは現在の状況では非常に難しい状況でございます。

このため、建物の解体後に行う地形測量や高低差測量等の測量成果がなければ全体の園地計画を策定することができないことから、今後は建物解体費用の確保についてさまざまな角度から検討してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても鳩の巣溪谷は、奇岩が連続する風光明媚な景勝地で、休日には多くの観光客が集まる観光スポットでもあり、町を代表する溪谷美を有しておりますので、今後も町や地元地域の観光産業の発展のために努めてまいりたいと思っております。

もう既に皆さんご承知のように、あそこの部分については旧一心亭、鳩和荘の部分については旧福島さんの土地であり、それを寄付していただいた物件でございます。と同時に、坂下におりる町道がございますけれども、その一部も寄付していただいておりますので、その町道の拡幅を含め、園地としてあそこは利用されておりますので、園地に支障のない範囲内での整備はしてまいりますけれども、それを大々的にもう少し多くの皆さんに来てもらうためには建物の解体、あるいは歩道の整備、あるいは植樹等をして一体的にやりたいというお話はさせていただきました。そういう段階でプロジェクトチームをつくって、その財源をどう求めるか。一番のネックは財源の問題でございまして、それらを有効的に

やるために長期的な計画をつくってやっていきたいということでございますから、現状を見ながら早くやれという気持ちはわかりますし、私も早くやりたいという気持ちでございますけれども、そういうことを着実に進めながら、多くの観光客の皆様にあされるような鳩の巣溪谷に一日も早くできますように努力をしまいたいというふうに思っております。

○議長（師岡 伸公君） 高橋邦男議員、再質問はありますか。どうぞ。

○8番（高橋 邦男君） よろしく申し上げます。答弁のほうどうもありがとうございました。

1つ目の高齢者の福祉についてはいろいろお話し伺ったんですけども、確かに高齢者の方とお話した際に、若者定住化、あるいは手厚い支援を高齢者に対してもしているということは非常に理解していると感じます。ただ、その一方でやはり日常生活の中で寂しさとか、楽しさが減っているとか、ちょっと言葉がうまく見つからないんですけど、そういうものを大きく感じている人が多いなということをつくづく感じています。

例えばつい最近ですと、古里診療所の一時休診、それから商店のほうも閉店しているところも幾つもあるということが大きいのかなと思っているんです。例えば古里診療所のほうへ通っている人なんかも自分の家の近くにいるんですけど、それが一つの楽しみみたいなんです。診療所ですから診察に行くんですけど、それとともに知り合いの方のおしゃべりとか、あるいは帰りに買い物するという人も結構いるようなんです。近所の和菓子屋さん、名前は言いませんけど、そこなんかも売上げが減っているというのを人から聞いたりしました。ということで、やはりそういう部分のケアというんですか、町長の答弁の中でもその辺については町のほうも十分理解して、地域支え合い推進員の配置だとか、お太助隊ですか、そういう組織も立ち上げたということで、特に地域包括支援センターという役割が非常にこれから大きくなるかなと思います。行政と地域をつなげる大事な役割をなすのかなと思うんです。

1つ質問なんですけど、地域包括支援センターについて、自分なんかは余りよくわかんないんです。職員の方が社会福祉協議会のほうからの派遣なのか、その辺も含めて、あと人数もそんなに多くはないような気がするんですけど、仕事の状況、あと何か課題みたいなものがあれば教えてほしいなと思います。

それとこれは質問じゃないんですけど、鳩の巣溪谷の整備については答弁で十分わかりました。やはり財源が天から降ってくれば別ですけど、なかなかそういうわけにはいきませんので、長くかかるとは思いますけど、よろしくお願ひしたいなというふうに思っています。

す。

以上です。

○議長（師岡 伸公君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（清水 信行君） それでは、8番、高橋議員の再質問にお答えをさせていただきます。

地域包括支援センターの仕事の内容ということでございますが、この地域包括支援センターは、介護保険法の改正によりまして平成18年から設置が義務づけられた機関でございます。多くの自治体では既存の社会福祉法人ですとか、そういった外部の団体に委託をして、設置をしておりますけれども、町では直営の形をとっております。今、高橋議員がおっしゃられたとおり、社会福祉協議会の職員を町のほうに派遣をさせていただいて、そちらで町の保健福祉センターの中に地域包括支援センターを設置してございます。

現在の職員は6名でございます。係長がおりまして、係長は主任ケアマネジャーを兼務してございます。それから社会福祉士が1名、それから保健師が1名、これが基本的に地域包括支援センターを核となす3名の職員ということで、そのほかに高齢者見守り相談員というのが、これは平成23年から事業を実施しておりますけど、そちらの専従職員が1名、それから認知症地域支援推進員ということで、認知症を専門とする看護師が1名、それから町長からも答弁させていただきました生活支援コーディネーター、地域支え合い推進員が1名、計6名でございます。

この地域包括支援センターは、高齢者を中心とした総合相談を受けるという役割をもっております。主なものとしては介護保険の申請、相談、そういったものが中心となっておりますけれども、そのほかにも成年後見制度の相談ですとかそういったことも受けるということ。それから介護予防事業の実施、これの手助けをしているということです。

認知症地域支援推進員につきましては、認知症高齢者が非常に多くなっているということから、これは事前に把握をして、早目に手当をしないと非常に大変なことになるということで、地域を回っている民生委員さんですとか、自治会の皆さんから、こういうお年寄りがちょっと最近顔見えないとか、ちょっと様子がおかしいとかいう話を聞いたときにすぐ訪問をして、そこで対面で話を伺って、認知症の疑いがあれば病院に受診を勧めるとか、そういう役割をしております。

この認知症地域支援推進員につきましては、奥多摩病院が認知症疾患医療センターということで位置づけられておりますので、そちらと連携をして初期集中支援チームというものをつくりまして、そこで医師も含めて初期の段階で積極的に支援していこうという体制

です。

最後に、生活支援コーディネーター、地域支え合い推進員でございますけれども、これは町長からも答弁させていただきましたとおり、住民主体の地域づくりを積極的にこれから進めていかないと、町としては、行政だけではなかなか地域の問題を解決することが難しいということがございまして、これを住民主体でぜひ地域づくりを進めていただきたいということから設けた職種でございます、これも介護保険法の中で設置が義務づけられているものでございます。

ちょっと遅かったのですけれども、町では平成 29 年の 10 月から配置をいたしまして、そこから一から始めたものでございますけれども、平成 30 年の 1 月から勉強会を重ねまして、先ほど町長からも申し上げましたとおり、6 月にフォーラムを開催することができました。合計 3 回、こういったフォーラムですとか、住民交流会を開催いたしまして、その中で 3 回とも出席できなかった方もいらっしゃいますけれども、多く参加していただいた方の中から 11 名の方に地域のリーダーという形で委嘱をさせていただいたということでございます。この 11 名の方というのは、これからいろんなところに出向いていただいて、地域ごとの問題解決ですとか、そういうことも含めて住民主体で何ができるのだろうかということと一緒に考えていくという役割を持っていただいている方でございます。特に職業とかそういうことではなくて、3 回の交流会の中で積極的に発言をしていただいたとか、具体的なこういう考えを持っているという方を中心に選んだ方たちでございますので、ぜひこれからの活躍を期待しているところで、名称も奥多摩お太助隊ということなんですけど、普通に読むと「奥多摩を助きたい」というような意思を持った方たちということでございますので、これからもぜひ行政との連携を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○8 番（高橋 邦男君） ありがとうございます。以上で終わりにします。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、8 番、高橋邦男議員の一般質問は終わります。

次に、10 番、村木征一議員。

〔10 番 村木 征一君 登壇〕

○10 番（村木 征一君） 10 番、村木でございます。

それでは、私は、本定例会に 1 件の一般質問を行います。

件名でございますけれども、もえぎ橋付近（長畑側）防犯灯の改修並びに雨水排水による崩壊危険箇所の改修についてでございます。

もえぎ橋を含め、接続道路は奥多摩中学校の通学路になっており、中学生が通学のため利用しております。階段に設置されている防犯灯がコンクリートの剥離等により倒壊のおそれが出てきております。この場所は地域整備課でも確認をしていると思いますけれども、通学路でもありますので、生徒も利用する場所ですので、早急に改修していただきたいと思っております。

また、もえぎ橋付近にある雨水排水用のパイプが設置してある場所につきましては、下部がすぐ多摩川の右岸になりますが、排水パイプから出る雨水により土砂が流され、一部崩壊しております。このまま放置をいたしますと大規模崩壊等のおそれがございます。この場所は多摩川におりる遊歩道が、上部には人家があり、大変心配をしております。この地域は、土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンに指定をされております。傾斜の急な場所でございます。町長のご所見をお伺いします。

○議長（師岡 伸公君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 10 番、村木征一議員のもえぎ橋付近の防犯灯の改修並びに雨水排水による崩壊危険箇所の改修についての一般質問にお答えを申し上げます。

防犯灯の改修についてであります。長畑地内の都道 184 号線から、もえぎ橋へ通じる通路の階段踊り場に設置されている防犯灯がコンクリートのひび割れ剥離の影響を受けていることを現場調査により確認をしております。このコンクリートのひび割れ剥離の原因は、実生から育成した雑木の根が成長し、コンクリートを押し上げることでひび割れ剥離を発生させたと考えられます。

雑木は既に伐採され、コンクリートの打ちかえ補修工事及び防犯灯の補修工事につきましても業者に発注済みでございます。

補修工事が完了するまでの間は、当該場所にカラーコーン等の保安施設を設置し、歩行者の安全確保に努めていく考えであります。

次に、雨水排水による崩壊危険箇所についてのご指摘ですが、もえぎ橋へ通じる通路内に降った雨水をまとめて多摩川へ放流する排水管が設置された場所の下部の法面で、一部表層の土が流出していることが確認されました。排水管を多摩川下流方向に延長し、放流地点を岩盤部に変更する排水管の延長工事を業者に発注しており、対策工事完了後は、法面崩壊の危険性や崩壊に対する不安についても回避されるものと考えております。

町では 334 路線の町道のほか、林道・農道も含めて管理しておりますが、近年の地震やゲリラ豪雨などの自然現象によって、これら町が管理する道路においては予期しない状況

も見受けられますので、町独自のパトロールを強化するとともに、各地域にお住まいの住民皆様からの通報や情報提供をいただきながら、引き続き安全・安心の町づくりを推進してまいりたいと思っております。

○議長（師岡 伸公君） 村木征一議員、再質問はありますか。どうぞ。

○10 番（村木 征一君） 今、町長から前向きのご答弁をいただき、既に発注をいただいているということでございまして安心をいたしました。ありがとうございました。終わります。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、10 番、村木征一議員の一般質問は終わります。

お諮りします。会議の途中でありますが、ここで暫時休憩にしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、午前 11 時 10 分から再開いたします。

午前 10 時 53 分休憩

午前 11 時 10 分再開

○議長（師岡 伸公君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9 番、原島幸次議員。

〔9 番 原島 幸次君 登壇〕

○9 番（原島 幸次君） 9 番、原島でございます。

河村町長の施政方針について 1 点お伺いさせていただきます。

今回が平成最後の議会となりました。この節目の今議会に際して、今後の町づくりを進めるに当たっては、①若者の定住化、子ども・子育て支援の推進、②観光立町の推進、③住民福祉の推進の 3 つの推進が大変重要であると思っておりますので、以下のとおり質問をさせていただきます。

町では平成 27 年 5 月 31 日に開催された町制施行 60 周年記念式典において、子育て・若者定住応援宣言を行いました。また、それから 60 年をさかのぼり、昭和 30 年に当時の氷川町、古里村、小河内村の 1 町 2 村が合併し、奥多摩町が誕生した際には観光立町を標榜し、そして現在の第 5 期長期総合計画においては、町民のだれもが「生涯を健康で安心して暮らせるまち～多くの人が住みたい・住み続けたい～」と思える町を実現するために推進するとしております。

私は、このため、まちづくりにおいて重要なこの 3 つの推進が河村町長の施政方針並び



に平成 31 年度の町の予算にどのように反映されているのかを調べさせていただきましたところ、若者の定住の推進においては、新たに小丹波地区に若者住宅を 8 世帯建設、また、観光立町の推進においては、インバウンドを含めた誘客に伴う大丹波国際釣場管理棟建設、そして住民福祉の推進においては、新たに棚沢地内に障害者地域活動支援センターを建設、また、町内の高齢者の多くがお世話になっている特別養護老人ホーム琴清苑の建て替えに対する助成、さらには保育園児が増加傾向にあることから、町内の保育園に対する措置費が前年度に比較して増加しているなど、まちづくりに重要な 3 つの推進がバランスよく予算に反映されており、大変評価できる予算編成と思います。

河村町長は日ごろから、現在、この奥多摩町があるのは多くの先輩方の努力のおかげであり、近年の観光客の増加も観光立町を継ぎ、さまざまな観光施設の整備を行ってきた成果であると言われております。

このような視点で町のさまざまな施策を見てみますと、現在、若者・子ども・子育ての支援に重点を置いているように見えますが、一方で、高齢者等の多くが加入する国民健康保険会計へ一般会計から毎年 4,000 万円もの繰り入れを行い、高齢者等の経済的負担の軽減を図り、ほかにも高齢者世帯に対する配食サービス、緊急通報システム、火災安全システム、24 時間見守り相談システムなどの対応や、近年においては安全装置付ガスコンロの購入の補助、オレオレ詐欺から高齢者を守る自動録音機器の無償配布、さらには高齢化率が 49% の町にあって、万が一の災害に役立つ災害時非常持ち出しリュックの町内全家庭への配布、また、毎年行われているふれあいまつりにおいては、プロ歌手による昭和歌謡祭を実施するなど、高齢者福祉においてもきめ細かく十分に配慮したまちづくりを展開していると思います。

この 4 月には新元号が発表され、5 月には新元号が公布されます。平成の時代は幕を閉じますが、新たな元号のもとに引き続きこれらの重要な施策は安定したまちづくりに欠かせないものと考えております。このため、今後の 3 つの推進について町長のお考えをお聞かせください。よろしくお願いいたします。

○議長（師岡 伸公君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 9 番、原島幸次議員の町民のだれもが「生涯を健康で安心して暮らせるまち～多くの人々が住みたい・住み続けたい～」と思える町を実現するための 3 つの推進についての一般質問にお答え申し上げます。

この町を今後どうしていくかということをごこれからお話をさせていただきますけれども、

私は議員からお話がありましたように、重要なことはこの歴史的な背景をきちっと認識することではないかなというふうに思っているところでございます。それはその時々によって行政需要が変わってまいります。また、経済の動きによってその町として必要な、重要な事項というのはあるはずであり、それぞれの過去の歴代の先輩方、私の先輩である町長がいろんな意味でその時々手を打って進展してきたということに対しましては深く感謝と敬意を表しながら、今、私が町政を担うに当たってどうしたらいいかなということを重点的に考えながら推進しているということを冒頭申し上げたいと思います。

その上にたちまして、歴史的な部分を若干振り返ってみますと、昭和 28 年に制定されました町村合併促進法に基づきまして、古里村、氷川町、小河内村の 1 町 2 村で 3 カ町村合併促進協議会を発足させ、協議を重ね、3 町村は、観光、産業、経済、文化、交通などあらゆる施策に共通するものがあり、小河内ダム、日原、鳩の巣など秩父多摩国立公園（当時）を総合的に開発して、一大観光の町として発展することが望ましいとの意見が固まり、3 町村がいずれも議会において一人の反対者もなく合併が議決され、昭和 30 年に奥多摩町が誕生したというふうに認識をしているところでございます。

また、若干その歴史的な背景を探ってみますと、古里村においては、吉野村、現在の青梅市のほうに合併するというお話もあったようでございますけれども、そのような経緯を踏まえながら現在に至っているというのが歴史的な背景ではないかなというふうに思います。

そういう点では、奥多摩町は早くから昭和 30 年に観光立町を掲げ、翌年の 31 年には観光協会が設立され、観光客の受け入れ施設として、日原鍾乳洞に洞内点灯施設、鳩の巣には大型バス等 25 台収容の駐車場、都内で早々のフィッシングセンター大丹波国際釣場が完成しております。この大丹波国際釣場については、皆さんもご存じでありますけれども、大丹波に国際という名前をつけて釣場をつくった。この画期的な過去の歴史を見ますと、先人の知恵というのはすごいなというふうに思います。まだ国内では釣りをレジャーにするという認識は持っていない時期だったようでございます。大丹波の有識者の皆さんが自分たちで協業体をつくり、当時、横田基地を中心としたアメリカの兵隊さんに来てもらおうと。まだ 1 ドル 360 円の時代でございましたから、そういう人たちに来てもらおうというふうに造って、非常に栄えてきたと。これは先人の知恵と努力に対して私は本当にすごいなど。また、町の官主導でやったのではなくて、民間の主導として地域の人たちが営々としてそういう知恵を絞りながらやったというところに大きな意義があるんじゃないかなというふうに思います。もちろん町が一つの観光立町にしていこうという旗を挙げたとい

うことが大きな部分ではありますけれども、そういう点ではないかなというふうに思うところでございます。

そういう点で、観光の基礎ができ始め、昭和30年10月1日の人口は、現在の西多摩地域の中でも青梅市、あきる野市、福生市に次ぐ人口規模で1万5,594人が住んでおりました。当時は、少子高齢化という言葉はありませんでした。その後、我が国は高度成長をなし遂げ、世界の先進国へと躍進をいたしました。この経済成長は人口を都市に集中させ、結果として過密と過疎を引き起こし、社会構造を大きく変えた時期でもございました。奥多摩町も首都圏ではありますが、山村ということでこの影響を受け、合併以来人口が減少し、現在の少子高齢化の問題が顕在化してきたのではないかなというふうに認識しているところでございます。

もう一つ大きな歴史的な背景としては、昭和12年に小河内ダムの計画が始まり、昭和32年に小河内ダムが完成しております。小河内ダムの345世帯が湖底に沈みました。そのときに移転者の皆さんのいろんな意見を聞いてみますと、小河内ダムができれば一大観光地になり、移転した人たちが上に上がって商売をするときには十分商売ができるよというお話があったようでございますけれども、今になってみると、それがどうなんだろうということでございます。そういう点で、私自身が携わった仕事としては、最初にダムの高さの堤体をつくるのは580メートルラインにつくるという計画であったようでございます。現在の小河内ダムは530メートルでございますから、1回目に移転した人たちは580メートルより上に人家を造ったんです。移転をして、了解をして。そこに後から道路を入れてくれという問題が起きまして、それは僕は理にかなっていることであり、東京都と一生懸命交渉してという記憶が残っております。理にかなっているものをできないというのはおかしいんであって、たとえ3軒のために1,000万円であろうが、2,000万円であろうが、一番先に協力した人たちにそういうことをすべきではないかということで、これは留浦でありますけれども、トンネルの出たところの3軒にはその道路を造っていただきました。そういう理不尽なことを後で担当者が替わり、あるいは人が替わったことによって行われることは許さないという気持ちで仕事をしたのを覚えております。

そういう中で、奥多摩町のまちづくりの基本指針となる長期総合計画においては、いつの時代でも住民皆さんが生涯を健康で幸せに暮らせるようにとの思いを込め策定し、各種事業を推進しているところでございます。

私は、住民皆さんが幸せに暮らせることを主眼に、長期総合計画、第5期総合計画でございますが、その時々課題を把握し、その課題を解決するための施策を展開してまいり

ました。特に私は、町長に就任してからは、施政方針でも何回も申し上げてまいりましたが、町が将来存続するために行財政改革を推進し、財源の確保に努め、喫緊の課題を解消する新たな事業にその財源を重点的に活用しております。このように的確にその時代の課題を把握し、その課題に対して重点的に施策を推進してまいりました。

ご質問の3つの推進、①若者の定住・子ども・子育て支援の推進、②観光立町の推進、③住民福祉の推進の私の考え方でございますが、初めに、1点目の若者の定住・子ども・子育て支援の推進でございますが、平成27年5月に町制施行60周年を記念し、町の今後見込まれる人口減少に歯止めをかけるため、子ども・子育て環境の整備として、出会い、結婚、出産から子育て・子育てまでのきめ細かな少子化対策事業と、若者の定住応援として、暮らし、住まい、仕事に関する支援などの定住化対策事業を推進すると宣言しております。

このとき、ちょうどそれを記念いたしまして、皆さんも記憶が薄れておりますけれども、私どもの特産物であるワサビで非常に大きな成功を遂げました金子わさび屋さんの先代でございますけれども、金子さんが町に1億円を寄付してくださいました。町始まって以来であります。木村源兵衛翁も寄付をしていただきました。木村源兵衛翁はいろんな意味で公共施設にご尽力をいただき、また、さっきも申し上げました愛宕山もそうです。そういう先輩方はいろんな意味で町に対する部分がありました。金子健一さんは1億円という大金を、それが大きなきっかけとなりまして、いろんな意味での考えを新たにし、先輩方をどうしていくかということをお我々が真剣に考えなければいけないだろうというふうに思ったところでございます。

宣言の前に、第5期奥多摩町長期総合計画、奥多摩創造プロジェクトの柱に、少子化対策の推進と定住化対策の推進を掲げており、1つ目の柱、少子化対策の推進では、保育料の全額無料、小・中学校の学校給食費の無償化、高校生までの医療費の全額助成、高校生までの通学定期代の助成など、町独自の15項目の子育て支援を推進してまいりました。これは環境のいいところ、地域のいろんな意味の環境に対して、あるいは若い人たちの経済的負担を減らしてこの町ですばらしい子どもたちを育てていただくという思いから、この施策を実行してきたところでございます。おかげさまで、一度に全部やってきたわけではございませんけれども、15項目に至った段階で、いろんなところで子育て支援をやっているけれども、一体どの程度のことをやっているのかという調査をさせていただきました。子育て支援をやっているところは全国にいろいろあります。しかし、15項目全部やっているところは残念ながらうちの町だけでございました。

そういう点では、この 15 項目の子育て支援というのは、全国一であるのではないかなというふうに自負を持っているところがございますので、引き続き推進をしまいたいというふうに思います。平成 31 年度予算では少子化対策事業費として 4,488 万 5,000 円を計上させていただきました。

2 つ目の柱の定住化対策の推進では、去る 2 月 27 日に議会全員協議会で若者定住化対策室長からご説明させていただいたとおり、若者の定住化対策事業は重要であり、町営若者住宅の整備や空家の活用、宅地分譲地事業などは効果があることが検証されました。

実績といたしましては、今年度までに町営若者住宅を 49 戸整備し、148 人の方が居住し、新たに年度末までに 21 人の方が入居予定であります。また、平成 31 年度には小丹波地内に 8 棟 8 戸を整備する予定で予算編成をさせていただきました。

空家を活用した、いなか暮らし支援住宅、若者定住応援住宅も今までに 6 戸整備し、30 人の方々が定住しており、今後 14 名の方が入居する予定でございます。このいなか暮らし支援住宅、あるいは若者応援住宅につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法の法律が国でできた段階でいろんな問題が起きました。強制的に解体する問題、あるいは税制上の問題等含めて、土地と建物を寄付をしていただく方が増えまして、それを活用し、15 年以上住んだら無償譲渡すると。つい最近でございますけれども、それを一歩もう少し先の問題として、22 年住んでもらった方々には新しい住宅を提供しようということを始めたとところでございます。

そういう点で、平成 31 年度には 3 戸の募集を行い、子育て応援住宅や宅地分譲事業等も引き続き整備をしまいたいと思っております。

この事業を推進してきた結果、平成 31 年 1 月 1 日現在、定住化対策事業による定住人口は 162 世帯、449 人となり、総人口の約 8.6%を占め、年少人口の約 40.2%が、未就学児に至っては約 57.3%が移住、I ターン、U ターン等による住民であります。これは定住化対策事業の効果もありますが、少子化対策事業、15 項目の事業と連携があったからこそ、こういう結果が少しずつ出てきたのかなというふうに思っているところでございます。こういう点で、今後も少子化対策事業と定住化対策事業の 2 つの事業を重点的に推進することが必要であるというふうに認識しております。

また、現在高齢化率が 49%を超える状況においては、今後も少子・定住化対策事業を重点的に行い、将来の担い手を増やさなければ町内の観光産業の振興や高齢者の皆さんが安全に安心して生涯を暮らすことができないと考えておりますので、町の柱となる人づくりを行うことが喫緊の課題であるとの認識から、今後も奥多摩町子ども・子育て支援推進

条例に基づく子ども・子育て支援事業 15 項目の推進と町営若者住宅、町営子育て応援住宅、宅地分譲、空家を活用したいなか暮らし支援住宅などを奥多摩町若者定住促進計画に基づき、計画的に推進していく所存であります。

そのときによく議論されるんですけども、住んでもらったけれども、一体勤めはどうするんだ、就職していく先がないんじゃないかという質問やご提言がなされております。これは、今、実際には奥多摩町の中で就職がないのではなくて、就職先、あるいは就職してもらいたいと思っている事業所、あるいは施設はあるんですけども、そのマッチングがうまくいっていない。ある意味ではそれぞれの皆さんが自分の職業を選択をしながらやっているという状況でありますので、この辺の理解をどうしてもらおうかという問題がございます。

先ほど高橋議員からの若干の再質問の中でお話がありましたけれども、いろんな部分の世代が世代交代の時代に入っております。国においても中小、小企業が継続をしていく場合の相続税の問題、あるいは事業を継続していく場合の税の問題等の問題が議論されております。これとの大きなかわりを持っているんじゃないかなというふうに思います。そういう点で、一度にすつと解決する問題ではなく、国の法律の問題、あるいはいろんな東京都の施策の問題、また、町の基本的な考え方を持ちながらやっていく必要があるのかなというふうに思います。

これは小さいことかもしれませんが、皆さんに考えていただきたいのは、むしろ町外から移住してきた人のほうが、町の中で何か起業しようという意欲がわいているんじゃないかなと私は認識しております。そんなに多くはありませんけれども、今、奥多摩駅の改修が始まっております。おそらく従来からやっていた蕎麦太郎が2階で営業を始めると思います。彼は奥多摩に来て 20 年間にわたりすばらしい努力を重ね、いろんな障害にもぶつかりながら生きています。すばらしい男だなというふうに私は思っております。また、新しい事業としては自転車を貸し出す事業、あるいは地ビールを造る事業等含めて、新たな発想で若者が起業をしております。

先日、商工会議所の正副会頭との懇談会を毎年もたせております。そのときもお話しさせていただきましたけれども、むしろIターン、Uターンした人たちが自分で起業しようという問題について商工会議所、あるいは町がそれをどう支援していくかというのが今後の大きなテーマであるというふうに私は考えております。

既に起業してきた中でいなか暮らし支援住宅に住んでいるお母さんは、自分でむかし道に起業しました。あるいは指定管理者でやっている指定管理者の中でも奥多摩町にお嫁さ

んに来て、自ら起業して、今では既に株式会社を立ち上げて今回の議会の中で指定管理者の指定を受けました。そのときは個人事業主でありましたけれども、ここで株式会社に格上げをして、そういう努力をしている部分という人たちもいるということについても認識する必要があるのではないかなというふうに思っているところでございます。

2点目の観光立町の推進であります。冒頭申し上げましたように、町は昭和30年の合併以来、観光立町を標榜して溪流釣場、キャンプ場、温泉センター、四季の家、鴨足草の現アースガーデン、鳩の巣荘などの観光施設や、むかし道、鳩の巣溪谷遊歩道、数馬峡遊歩道などの遊歩道を整備してまいりました。

私が町長に就任してからも海沢体験農園、日原ねねんぼう、森林セラピー事業、そして鳩の巣荘のリニューアルなど、「体験」や「いやし」をテーマにした滞在型観光施設の整備を行うとともに、日本一観光用公衆トイレがきれいな町を標榜し、ウォシュレット付き暖房洋式便座のトイレの推進を図り、クリーンキーパーによる毎日の清掃を行うことで、子どもから高齢者、そして外国人にも使いやすい「おもてなし」のトイレ整備を行っているところでございます。

近年はアウトドアブームや第2次登山ブームが到来して、町における観光客も年々増加しておりますが、これも我々の先輩たちが観光立町を精神を脈々と受け継ぎ、今日までに築き上げた成果であり、私もその精神を引き継ぎ、さまざまな観光施設の整備を推進しているところでございます。

町の観光産業の振興につきましては、2020東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、町の清流を活用した溪流釣場は町の特徴的な観光施設で、外国人にも人気があるということから町の5釣場の整備を進めているところであります。町内の5つの釣場につきましては、そのほとんどが昭和の時代に建設されたもので、老朽化が進んでおり、外国人対応や施設のバリアフリー化等も図られていない状況となっております。

特に、大丹波国際釣場につきましては、先ほども触れましたが、それ以外のところは釣場の状況、釣場に来るお客さんが多くなったことによって町が観光施設として整備をし、拡大を図ってきたという経緯がございます。しかし、現在の状況では老朽化が甚だしいものですから、平成26年に東京都農林水産部の水産課長、氷川漁業協同組合長、大丹波国際釣場運営委員長など、町内5つの釣場の関係者13名で構成する奥多摩町内水面漁業振興協議会を設立させていただきました。この協議会には、今、申し上げましたように、農林水産部の水産課長にもわざわざ奥多摩町に来ていただき、この協議会を立ち上げたところでございます。

それで、現在の釣場の状況等を含め、今後の5つの釣場をさらにグレードアップするための議論を加速していただきました。もちろんその狙いは財源確保であります。絵に描いた餅ではしようがありませんので、東京都の課長さんにも入っていただきながら、その計画を着実に実行するためにどうしたらいいかと知恵を絞ってやったのが水産課長に入ってもらってその協議会を立ち上げたところでございます。

それによりまして施設の機能の問題、また、子どもや高齢者、外国人にもやさしく、わかりやすい釣場にするにはどのような工夫や知恵が必要か。また、さまざまなニーズについても話し合いをいただき、その計画をつくり、その結果、小さなお子さんや外国人にもわかりやすいピクトグラムという絵文字を採用して、受付、シャワー室、食堂、トイレの位置及び男女の違いなどをピクトグラムで表示するとともに、施設の内容や料金、釣りの仕方など案内する多言語対応インフォメーションボードを釣場受付に設置したり、また、高齢者や体の不自由な方でも利用できるバリアフリー化を進める整備としたところでございます。

町では平成27年度に奥多摩町内水面漁業基本計画、先ほどの協議会によりまして5カ年の計画を策定し、東京都から補助率4分の3の財源を確保していただけたという状況で、現在、各釣場の施設整備を積極的に推進しているところでございます。

そういう点では残念なことでございますけれども、そういういろんなことを理解していただけて、平成30年度では氷川釣場の一部整備について不調に終わったということでもございまして、こういうことを大きく理解してもらえば業者の皆さん、あるいはいろんな皆さんに理解が得られなかったのは残念だなという思いではありますが、翌年に事故繰り越しということはいきませんから、もう既にそのときには31年度の東京都の予算は決まっております。現在では平成32年度の予算に向かって職員がさらに整備をしてもらえよう努力していくというふうに私は思っております。

そういう計画の中では、平成31年度では大丹波国際釣場管理棟建設工事を計画しております。費用の総額につきましては、今年度31年度予算の中に計画をさせていただきましたけれども、2億1,500万円を計上させていただいております。

町内5つの釣場の整備につきましては、先ほど申し上げました、「おもてなし」の精神に基づき、将来に向かって利用しやすい釣場になるよう、努めてまいりたいと思っております。

今後の町の観光産業の振興につきましては、引き続き観光立町という大きい柱のもとに、その精神の継続をし、自然豊かな町の魅力を2020オリパラを機会にさらに町外に発信で



きるよう、さまざまな視点で取り組んでまいりたいと思っております。

若干補足でございますけれども、鳩の巣荘につきましてもいろんな問題がございました。町は当時、国民宿舎を3つ造りましたけれども、その代表的な観光立町を標榜している拠点が国民宿舎鳩の巣荘でございました。何としても町の標榜している観光立町の拠点である鳩の巣荘については建て替えをしたいということで建て替えをさせていただきました。おかげさまで、現在の状況はいい方向に展開していると同時に、もう一つ知ってほしいのは、インバウンドのお客さん、訪日観光客の人が増えている実態でございます。これは何かというと、もちろん2020オリパラの問題もそうございましょうけれども、1つには、ヨーロッパの人たちは自然を非常に愛しております。そういう点で、ヨーロッパの人たちが増えてくるのではないかなという認識を私は持っております。もちろん今は中国、韓国、香港、東南アジア等の人たちが多くいわけでございますけれども、その中で数少ないヨーロッパのお客さんも非常にゆったりとした感じで利用していただいているという報告も受けておりますので、長期的な視点に立ちまして、そういう人たちが多く入ってくるということを待ちながら運営をしていただきたいというふうに思っております。

次に、3点目の住民福祉の推進でございますが、議員からもご指摘がありましたように、障害者地域活動支援センターは、障害者総合支援法に基づき、障害のある方に創作活動、生産活動の機会を提供することにより社会との交流を促進し、自立した生活を支援することを目的に、市町村が実施する地域生活支援事業の一つで、町では平成19年7月からNPO法人タンポポの会に事業を委託して、「地域活動支援センター かもんみーる」として事業を行っております。

「かもんみーる」の拠点となっているのは、シルバー人材センター（シルバーワークプラザ）1階でございますけれども、地域活動支援センターを開所するに当たって障害のある方の通所の利便性を考慮し、なるべく段差等のない公共施設で一定の広さをもつ場所として、これまであまり活用されていなかったシルバーワークプラザ1階の研修作業室を工房として転用し、現在に至っているところでございます。

現在、福祉会館や子ども家庭支援センターのカフェ等で販売しているパンや焼き菓子の生産により、利用者である障害のある方々に支払う工賃も安定してきておりますが、現在の場所ではスペースが狭く、工房調理機器も家庭用に近いものから事業用のものに変更する必要があることなどから、これまでもNPO法人から私に対しまして新たな施設の設置要望がされているところでございます。

私自身もこの要望を重く受けとめ、さまざまな候補地を模索してまいりました。特に、

このNPO法人タンポポの会でございますけれども、ずっと見てまいりましたけれども、皆さんもご承知のように、非常に熱心です。みんなが無償でそこに集まり、障害を持っている人たちに手助けをして自らNPO法人を立ち上げる前はほとんど無償です。それも自分では障害を持たない親も参加しながら、障害を持った親と一緒に、ここ十数年来、この活動をしてまいりました。そういう点では、それに町が応えるというのをいつかやらなければいけないのではないかなというふうに常々考えていたところでございます。

そういう点で、候補地もそれ以前にいろいろ自分の頭の中で候補地も見つけました。あるいは、氷川交番が移転になったときにもあそこをやってくれないかという意見もありました。しかし、帯に短したすきに長しということで、皆さん方に受け入れてもらえるような広さ、あるいは機材器具等々含めてもう少し時間をいただきたいということで検討を重ねてまいりました。

平成29年に開催されました地域活動支援センターの開設10周年記念式典におきまして、私自身になるべく早い時期に新たな施設を設置することを表明させていただきました。これは皆さんの活動を見て、できるだけ早くそれに応えたいと同時に、自分自身を奮い立たせて早く決断しろよと、それに応えてやれよということから表明させていただいたものでございます。

そういう点で、いろいろな意味が満たせる候補地、あるいは財源対策等も含めて建設をすべく決断をし、なるべく階段のない、交通アクセスのよい場所であり、一定の広さが必要なことであるということから、以前は身体障害者福祉協会が売店を出しておりました鳩の巣駅前の町有地が最適であると判断をし、去る12月に開会された第4回定例町議会に測量及び基本設計、委託料等の補正予算を提案し、議員の皆様方にご決定をいただいたところでございます。

それに沿いまして、本定例会に上程いたしました平成31年度予算に実施設計委託料847万円、工事監理業務委託料510万7,000円、建設工事費1億3,781万9,000円、合計で1億5,139万6,000円を計上させていただきました。

今後、障害のある方も無い方も地域で支え合い、暮らし続けることができる地域共生社会の実現を目指して取り組んでまいります。

また、高齢者が住みなれた地域の安全な場所で安心して暮らし続けることができるよう社会福祉法人双葉会で計画しております特別養護老人ホーム琴清苑の移転改築に際し、これまでの助成に比べてより多くの助成を決断させていただきました。新年度予算に平成31年度分といたしまして東京都からの交付金を合わせて9,250万円を計上させていただ

きました。

去る11月30日に開会された議会全員協議会の場でも双葉会職員から説明をさせていただきました。新たな施設は全部の部屋が個室となり、個人のプライバシーが保たれるとともに、居室面積も広くなり、家族や友人も気軽に訪れることができる最新式の施設になると聞いております。

さらに1階には地域交流スペースも設けられ、災害時の住民避難場所にも使用できるなど、奥多摩病院、保健福祉センターとともに地域の安全・安心の拠点となることを期待しているところでございます。

その説明の中でもいろいろ説明させていただきましたけれども、今、奥多摩町の場合には12の介護サービスが完全に行き渡っておりません。それは何回も申し上げておりますけれども、その事業に参入していただける事業者がないという実態でございます。町の中でそういう事業をやったとしても、とても介護報酬だけでは採算がとれないという問題が発生いたしまして、その第1弾としてやったのが保健センターの横に造りました日帰りの施設でございます。そこで入浴も含めた部分を始め、さらに必要であるというようなことから、白丸のデイサービスセンターをやらせていただいております。それは12のサービスが受けられないというのは不公平が生ずることがございますので、町独自の部分として、その人たちにサービスの低下がないようにデイサービスセンターを2カ所公設民営で造らせてもらいました。

それと同時に、介護保険の形態が若干変わってまいりまして、介護1から2の部分が特別養護老人ホームについてはなかなか入りにくい。入っても介護老人福祉施設のほうでは減算をされてしまうということで、経営がなかなか回っていかないという問題が現実に発生しております。そういう点では、奥多摩町にいる介護認定をされている介護度1から5までの人、特に1から2まででございますけれども、それはそれぞれの市町村長が判断をして施設の中に利用してもらうことは可能であるということでもありますけれども、一方では介護老人施設が経営ができなくなってしまうおそれがあるわけでございます。

現在、4つある介護老人施設の中で奥多摩の人たちが利用している人数は150名おります。その人たちは介護度が出れば1年以内にほとんど施設利用ができます。こういう市町村はほかにはございません。町の住民はそれが当たり前だというふうに思っている節が若干ありますけれども、この辺は議員の皆さんもぜひ調べていただきたいと思っております。それはなぜかというと、介護老人施設を造るときに一定の財政を支援する、あるいは協定を結んでお互いにその部分をしてきたという過去の例、それからまた今回の施設整備に当

たっては、そういう問題を含めてお互いに理解をしながら助成をしていこうという制度を設けさせていただいて、それに助成をしていくというふうに決断をさせていただいたところでございます。

そういう点で、ある意味ではほかの市町村と別な独自の部分であるということを議員の皆様にご理解いただきながら、町独自の介護利用の部分というのは住民の皆さんには1年、2年待たせないでそういう施設を利用しているということについてはもう少し認識を深めてもらいたいなというふうに思うところでございます。

また、この10月から消費税の税率が10%に引き上げられるとともに、幼児教育の無償化も開始されます。町は多くの児童の皆さんが2カ所の保育園に入園されておりますが、子ども・子育て支援推進事業によって既に私どもでは無料で利用させていただいております。

この幼児教育無償化政策により、都市部を中心とした多くの自治体で保育所に入所できない待機児童が増えるおそれがあり、待機児童対策が急務となるおそれも否定できませんが、幸い、町では新年度の新入園児童も含めてすべて希望の保育園に入園できることとなりましたので、ご安心いただきたいと思います。

新年度予算については、国の公定価格の改定と入所児童の低年齢化により単価が増えること、入所児童数も増加していることなどから、前年度と比較して3,565万4,000円増額しております。

これは予算の説明の中でも質問がありましたけれども、定住の人口の増加、あるいは古里保育園においては乳児から従来どおりやっております。氷川保育園についてもそういう対応をこれから図ってまいるといようなことから子どもの数が増えてきているという問題でございまして、それに対応していただくということで、既に入園の申し込みはすべて終わり、その決定をしておりますので、待機児童が出るという状況では全くないという報告を受けております。

また、学童保育事業を行うための放課後児童健全育成事業費におきましても学童クラブトイレの改修工事費など400万円ほど増額しております。この予算は、次世代を担う子どもたちのために必要不可欠な費用でありますので、今後も皆様のご理解をいただき、予算の確保に努めてまいります。

私は、少子化対策、若者定住化対策を町の最重要課題として位置づけ、近年では重点的に予算を配分しておりますが、これは従来からの高齢者への対策をおろそかにしているわけではございません。先ほど原島議員からもご質問いただきましたけれども、各種施策を見ていただければわかりますように、高齢者が安全に安心して暮らしていけるよう、また、

町の最大のイベントの一つでもある「ふれあいまつり」でも高齢者の皆様が一日楽しんでもらえるような企画をこれからも続けていきたいと考え、子どもからお年寄りまで幅広い世代にバランスのとれた施策を実施できるよう策定した予算でございます。

議員ご指摘のように、この5月1日に皇太子殿下が新天皇に即位され、それに先駆けて4月1日に新たな元号が発表されます。現在の今上陛下も平成の30年間は、「近・現代において初めて戦争を経験しない時代でありましたが、決して平たんな時代ではなく、多くの予想せぬ困難に直面した時代であり、多くの自然災害におそわれ、また、高齢化・少子化による人口構造の変化から、過去に経験のない多くの社会現象にも直面してきました。また、今後のグローバル化する世界の中で叡智をもって自らの立場を確立し、誠意をもって対応していくことが求められているのではないかと思います。」と述べられております。

新たに始まる時代においても、私も同様に常に誠意をもって多くの皆様にお知恵をおかりして、的確に課題に対応してまいる所存でございます。

終わりに、ただいま議員ご質問の3つの推進につきましては、それぞれに答弁申し上げさせていただきましたが、冒頭にお話ししたように、合併当時の目的は一大観光の町として発展することを念頭に各種事業を推進することとしており、当時は少子高齢化の問題はなく、観光・産業振興に重きを置いており、人口の減少となる転出を抑えるための施策が中心でありました。

しかしながら、現在の一番の問題は高齢化であり、高齢者の皆さんが安全・安心して暮らせる環境をつくることでございます。そのためには観光産業事業を強化することにより、奥多摩町で就労する人を確保し、住環境を整備することにより若い人が定住し、高齢者を支える人づくりができるものと考えております。

1つ目の若者の定住、子ども・子育て支援の推進で若い人を増やし、2つ目の観光立町の推進で産業を強化し、3つ目の住民福祉の推進で子どもから高齢者まで誰もが健康で暮らしやすい町をつくります。この3つの推進が一つとなることが重要であり、効果が発揮されるものと考えております。

このような考えのもと、私は議員からご提案をいただいたこの3つの推進をさらに強力に実施することが当町の現状の課題を解消し、だれもが「生涯を健康で安心して暮らせるまち」を実現するための施策として必要不可欠なものであることを確信しております。

これからも議員皆様のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げまして、少し長くなりましたけれども、ご答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（師岡 伸公君） 原島議員、議会運営の申し合わせ事項等で、質疑で1時間以内

と決まっております。残り 30 秒でございますので、よろしくどうぞお願いいたします。

○9 番（原島 幸次君） 大変事細かにご丁寧な答弁ありがとうございました。特に再質問はございませんので、これで終わりにさせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、9 番、原島幸次議員の一般質問は終わります。

お諮りします。会議の途中であります、ここで休憩にしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、午後 1 時から再開いたします。

午後 0 時 11 分休憩

午後 1 時 00 分再開

○議長（師岡 伸公君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3 番、澤本幹男議員。

〔3 番 澤本 幹男君 登壇〕

○3 番（澤本 幹男君） 3 番、澤本です。

1 点、大地震発生時の給水ステーション（給水拠点）についてお伺いをさせていただきます。

近年、首都直下地震等の大地震が予想されております。大地震が発生し、平常給水が不可能になった場合に応急対応諸活動に迅速をされることだと思います。実際に断水した場合には住民はどのように水を手に入れることができるのでしょうか。特に、飲み水ですが、備蓄倉庫には飲み水のペットボトルを保存していますが、長期間となると心配です。底をついた場合にはどうするのか。

東京都水道局は災害時給水ステーション（給水拠点）を設けていますが、その中に当町の給水拠点はありません。町には浄水場がありますが、地震後に町民がどのように利用できるのかわかりません。飲料水の確保は切実な問題であり、3 年前の熊本地震で被災した益城町の方の話では、震災後はとにかく第一に飲食が大切であると話をしておりました。大地震時の給水ステーションはどのようになっているのかをお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（師岡 伸公君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 3番、澤本幹男議員の大地震発生時の給水ステーション（給水拠点）についての一般質問にお答えを申し上げます。

日本ではここ数年、毎年のように各地で自然災害が発生しており、これにより多くの人命や財産等が失われております。最近の大規模な地震災害では、平成23年の東日本大震災、平成24年の三陸沖地震、平成28年の熊本地震、昨年のお阪北部地震、北海道胆振東部地震など記憶に新しいところがございます。そのほかにも豪雨、豪雪など、自然災害は、いつ、日本全国のどこで発生しても不思議ではないという状況になっております。

このような自然災害が発生いたしますと、広範囲に甚大な被害を及ぼすとともに、長期にわたる避難所での生活、また、復旧にも長い年月を要するなど、住民の生活に大きな影響を及ぼすこととなります。このため、日ごろから災害が起こり得ることを念頭に、人命や財産を守るために防災や減災の対策など、防災に努めておくことは大変重要なことであると考えております。

町は、行政面積が広大なため、有事の際に公の対応が遅れることが考えられ、防災訓練などを通じて住民皆様には日ごろから自助・共助のお願いをしているところでございます。特に、まず自分の身は自分で守る自助を図っていただくために、土砂災害ハザードマップを配布して日ごろから土砂災害に警戒していただくこと、災害時非常用持ち出し袋を配布するとともに、個々で必要と思われる飲料水などを確保していただくため、有事の際に必要なと思われるリスト一覧もあわせて配布し、個々の状況に応じた物品の備蓄をお願いするとともに、各地区の防災備蓄倉庫にも備蓄食料、飲料水などの備蓄をしております。

ご質問の給水ステーションについてであります。災害時給水ステーションとは、大地震などが発生し、断水した場合に住民皆様に水をお配りする施設のことを言います。

東京都水道局では、災害等により断水した際に、住民に飲料水を供給する災害時給水ステーションを次の3つの形態で設置をしております。

1つ目は、災害時給水ステーション（給水拠点）で、居住地からおおむね半径2キロメートルの距離に1カ所とし、東京都水道局の浄水場、給水所、公園などの地下に設置される応急給水槽に開設するもので、現在、都内に213カ所指定されておりますが、町の施設は指定されておられません。しかし、昨年7月に完成した小河内浄水所、大丹波浄水所には機能が設置されているとのことですので、今後、指定に向け事務手続が進むものと考えております。

2つ目は、災害時給水ステーション（車両輸送）で、給水拠点から遠く離れている避難場所などに給水車等の車両を使用して水を運搬して開設するものであります。

3つ目は、災害時給水ステーション（消火栓等）で、災害時給水ステーション（給水拠点）での応急給水を補完するために避難所付近のあらかじめ指定した消火栓等に区市町村が仮設の蛇口を設置し、開設するものであります。

町では平成 25 年に災害時の飲料水確保の手段として、スタンドパイプを使用した道路上の消火栓からの応急給水を実施するため、応急給水用資機材を 10 組貸与いただき、中・長期備蓄倉庫に保管し、有事には活用を図ることとしております。

また、東京都水道局では、東京都地域防災計画で、地震に強いまちづくりの推進の観点から、避難所における応急給水栓の設置及び使用に関する覚書を締結し、避難場所の給水管の耐震工事に合わせて災害時の応急給水に活用できる避難所応急給水栓の設置を実施しており、町内では 17 カ所の避難場所への設置が完了しております。平成 31 年度以降も計画的に設置する予定でございます。この応急給水栓等を活用した飲料水の確保も町においては有効な手段であると考えております。

ひとりの人が生命を維持するために必要な水の量は、成人で 1 日 2 リットルから 2.5 リットルと言われております。今後、東京都水道局と連携を図りながら、災害時給水ステーションにつきましては、有事の際に飲料水が確保できるよう対応するとともに、災害時、ご家庭の蛇口から水が出なくなった場合でも 3 日程度の飲料水の確保をしていただくよう、ご家庭における水の備蓄を推奨し、住民一人ひとりが自助による対応を意識していただくよう周知してまいりたいと思っております。

○議長（師岡 伸公君） 澤本幹男議員、再質問ありますか。

○3 番（澤本 幹男君） ご答弁ありがとうございました。再質問はございません。

本当にいつ起こるかわからないという状況でございます。奥多摩も例外ではないと思います。3 日間の水を確保ということをお話いただきました。ぜひ町民には自助ということでよく声をかけていただければありがたいなと思います。ありがとうございました。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、3 番、澤本幹男議員の一般質問は終わります。

次に、1 番、木村圭議員。

〔1 番 木村 圭君 登壇〕

○1 番（木村 圭君） 1 番、木村です。

質問 1 件させていただきます。

簡易給水施設について。奥多摩町の水道は、平成 22 年 4 月に都営水道に一元化されました。東京都の事業予算により、取水設備の建設、浄水所の建設、給水管の入れ替え工事などが施工され、町は将来にわたる財政負担が大幅に軽減されました。また、町民にとっ



て安全・安心な水道環境が確保されました。

しかし、町内には5カ所の簡易給水施設があり、これらの施設は各利用者がつくる水道組合などに町より管理委託されています。今後、各水道組合の利用者数が減少する傾向にあり、利用者の高齢化も想定されます。

このような背景のもとに、以下について町の所見をお伺いします。

1、第5次奥多摩町長期総合計画にも掲げられている簡易給水施設の都営水道化の促進とありますが、その進捗について。

2、施設の老朽化対策について。

3、施設の維持管理委託について。

町のお考えをお聞かせください。

○議長（師岡 伸公君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 1番、木村圭議員の簡易給水施設についての一般質問にお答えを申し上げます。

初めに、1つ目の質問であります、第5期奥多摩町長期総合計画にも掲げられている簡易給水施設の都営水道化の促進の進捗状況でございますが、町では、平成22年4月にそれまでの町営水道から長年の懸案事項でありました都営水道への一元化を東京都水道局を始めとする多くの関係者のご理解とご協力並びにご努力により果たすことができました。

同時に、人件費を含めた日常的な維持管理に要する費用や、将来的に発生する多額の施設更新費用並びに過去の施設整備に用いた起債の償還等々、多くの事項を東京都に負担していただくことで、町の将来にわたる財政負担の軽減を図りました。そして、より安全で安定的な給水の実現が図られ、町並びに住民にとって多くのメリットが見出せる一元化が達成されました。

しかしながら、議員が申されるように、町には安寺沢、農指、栃寄、峰及び奥の5カ所の簡易給水施設があり、当該5施設については、都営水道一元化から除かれ、町では現在も限られた人員と予算の中で維持管理等を行っております。

ご質問の進捗状況であります、平成26年2月の雪害時の対応の難しさを含め、住民生活に直結するライフラインであることから、財政サイドからも東京都に対しまして都営水道一元化へのお願いを継続しております。2年前には、知事と市町村長との意見交換の場において、私から直接、小池東京都知事に対しまして簡易給水施設の都営一元化への取り組みをお願いしたい旨お話をさせていただきました。

これに対しまして、小池都知事からは、町が維持管理に苦慮していることに関しては一定の理解を示していただきましたが、ただし、当該施設が山間部に点在しており、物理的には都営水道と一体的な運用はなかなか困難ではないかとの発言がありました。その一方で、技術協力の可能性などは考えていくということで、水道局と詰めていただければとの見解が示されました。

簡易給水施設につきましては、町営水道の時代におきましても町営水道の給水区域には含まれないエリアに存在しており、庁内におきましても担当は当時の水道課ではなく、農林水産省関係の補助により整備したことから、観光産業課が所管していた実情がございます。

こういった背景や経緯から、簡易給水施設の都営水道一元化につきましては困難な状況が見込まれますが、課題解決の糸口を見つけ、当該エリアで生活を営んでいる住民へこれからは安全で安心した給水を行うため、引き続き東京都水道局を始めとした関係機関への働きかけを進めてまいりたいと思っております。

次に、2つ目の施設の老朽化対応についてであります。各地区の簡易給水施設は昭和50年代に整備されており、整備後35年以上が経過し、老朽化が進行している状況であります。各地区とも給水人口が減少傾向にある中において、大きな費用を要する施設の更新整備や大規模修繕などを実施するには大変難しい状況にあります。

そのため、引き続き現状施設の適切な維持管理に最大限取り組むとともに、予防保全の観点からの的確な修繕を行い、施設の長寿命化を図り、安定した給水環境の提供に努めてまいります。

次に、3つ目の施設の維持管理委託についてであります。町では簡易給水施設の維持管理に係る管理と業務について委託を実施しております。

管理についての委託は、簡易給水施設管理委託として、各地域の水道組合に水質の管理及び浄水場の管理を通年業務として委託し、水質の管理では、水道法第20条で定められた毎日の水質検査として残留塩素濃度の測定を行い、浄水場の管理では、浄水場敷地内の草刈りを年4回実施し、浄水場内の環境保全に努めております。

また、業務についての委託では、簡易給水施設保守点検業務委託として、水道組合での対応が困難な水源施設の点検清掃や各種機械器具の点検清掃、原水・浄水の水質検査などについては業者に委託し、対応を図っておりますが、各地域の水道組合の方々も高齢化が進んできており、業務委託による簡易給水施設に係る負担が大きくなってきていることは、私も認識しているところでございます。今後、町から水道組合へ委託する管理委託の業務

内容については、町と水道組合とで十分な検討を行った上で、各水道組合の負担の軽減に努めてまいりたいと考えております。

今申し上げましたように、当時、一元化に当たりましては、まだ当時の町の水道と一体的につながっていなかったんですね。補助事業のやり方も違うし、一体的につながってないというようなことからこれは除外されました。

一体幾らかかるかという試算もしていました。1つの例として、栃寄の簡易施設だけで、あそこにまで配管を持っていくだけで約5億から6億かかるという状況でございますから、現在の段階では町が費用対効果の問題として、それをやるのがいいのか、水道組合に任せて一定の部分だけの維持管理を含めて、きちっと水が飲めるようにするのがいいかという選択をさせてもらって、後半に言いましたようなことを含めて今やらせてもらっているという状況でございます。

これはほかの施設もみんな同じでございますして、管が完全につながっておりませんから、そういうものをきちっとつなげてやって施設整備をしたら、水道一元化の範囲であるから都は受けるよというのが前提条件でありますから、その費用対効果の問題等含めて適切にこれからも維持管理、あるいは地域の人たちと協議をしながらこの問題に取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（師岡 伸公君） 木村圭議員、再質問はありますか。どうぞ。

○1番（木村 圭君） ご答弁ありがとうございます。質問ではないんですけど、先日も栃寄のほう施設を見させてもらいました。大変立派な施設だというふうに認識しております。やはり人間生きる上で水が一番大切だと思いますんで、今後ともぜひ適切な管理運営ができますようご協力お願いしたいと思ひまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、1番、木村圭議員の一般質問は終わります。

次に、5番、小峰陽一議員。

〔5番 小峰 陽一君 登壇〕

○5番（小峰 陽一君） 5番、小峰です。

1点質問をさせていただきます。奥多摩町公共施設アダプト制度の活動状況についてお伺いしたいと思います。

奥多摩町公共施設アダプト制度は、町が管理する道路用地などの公共財産を町民団体の皆さんの自主的な行動によってよりよい空間にしようとする制度です。

自分たちのまちを自分たちの手できれいにしたいと協力をしていただける町民団体と町

が協定を結び、道路の清掃活動等、道路環境改善や道路利用マナー向上などの啓発活動などに取り組んでいただきます。これは町のホームページを転載させていただきました。

この活動は、生活環境の改善、きれいな町づくり、観光客へのおもてなし等、町のイメージアップにもつながると思いますので、積極的に進める必要があると考えます。

よって、次のことについてお答えください。

制度の制定はいつですか。現在の登録団体数は幾つでしょうか。活動状況はどうでしょうか。活動内容はどうでしょうか。活動に必要な経費（清掃道具の購入等）についてはどうしているのでしょうか。活動に積極的な団体には褒賞を与えてはどうかと思います。

以上について町の考えをお伺いします。

○議長（師岡 伸公君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 5番、小峰陽一議員の奥多摩町公共施設アダプト制度の活動状況についての一般質問にお答えを申し上げます。

奥多摩町公共施設アダプト制度は、奥多摩町が管理する道路や公園、河川等の公共施設において、実施団体の皆さんの自主的な活動によって、よりよい空間にしようとする制度であります。

この制度の誕生は 1985 年ごろ、アメリカ・テキサス州においてアダプト・ハイウェイプログラムの名称で初めて導入をされました。当時のテキサス州では、州運輸局が管理する高速道路でのごみの散乱がひどく、毎年増え続ける清掃費用に頭を悩ませておりました。そこで、住民に道路を維持管理してもらう目的で住民に協力を呼びかけたのがアダプト制度の始まりと言われております。

アダプト制度は、本来自治体が管理すべき公共施設等を住民や民間企業が自発的かつ責任を持ってボランティアで維持管理をしていただくことが目的であり、別名、公共施設里親制度とも言われております。現在ではアメリカにとどまらず、世界各国に普及しており、日本においても平成 10 年ごろから導入され、今までは全国の自治体でさまざまな事業が行われております。近年では、多摩地域でも多くの自治体でこの制度が導入されており、事業名称もさまざま、協力員制度、パートナー制度、サポーター制度などと呼ばれ、道路や公園等での清掃・整備における導入例が多く見受けられ、近隣の市町村では、昭島市、福生市、羽村市、あきる野市がこの制度を導入し、行政と市民団体等が協定を結んで、一般道路、公園、河川等の美化活動に取り組んでおります。

町では、平成 30 年第 1 回定例会において、12 番、須崎眞議員より、アダプト・ア・ロ

ード事業における道路環境の改善に向けた取り組みについての一般質問をいただき、私からは、町民に身近な道路や公園、河川などの公共施設の維持管理の重要性を認識していただき、行政と町民とのパートナーシップが図られることは大きな意義を持つもので、協働の一つとして有効な選択肢として考えられるため、この制度の導入について検討を図ってまいりたいとお答えさせていただきました。

ご質問の1点目の制度の制定についてでございますが、平成30年9月5日付で奥多摩町公共施設アダプト制度実施要綱（要綱第22号）を制定いたしました。

次に、2点目の現在の登録団体数についてでございますが、この制度につきましては、広報おくとま、また、町のホームページに掲載し、登録をしていただける団体を募りましたが、現在まで登録されている団体等はございません。

次に、3点目の活動状況についてでございますが、また、4点目の活動内容について、5点目の活動経費について、そして、6点目の活動に積極的な団体には褒賞を与えてはどうかにつきましては、現時点では登録団体等がおりませんので、ご答弁する内容はございませんが、登録いただける団体等があれば、その活動に要する用具類等を含め、必要な経費につきましては町で用意する考えでございます。

町のアダプト制度につきましては、広報おくとまへの掲載、防災行政無線による朝夕の定時放送でのPR、また、町ホームページにおいては、現在でも制度の趣旨や登録団体等の募集を引き続き行っておりますので、1団体でも多く登録していただけるように努めてまいりたいと考えております。

また、定期的開催される町と町内21の自治会長による自治委員会会議においても、それぞれの自治会長さんには地域のリーダー的存在でありますので、再度この制度についてのPRをお願いするとともに、リーフレットなどを作成し、町内の公共施設で配布するなど、広く募集をしてまいりたいと考えております。

この制度の目的は、住みやすい地域をつくるためには、その地域を美しくすることでございますので、議員の皆さんにおかれましてもこのアダプト制度を広く周知していただくと幸いに存じます。また、活動についてもご協力をいただければと存じます。

いずれにいたしましても、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、今よりもさらに観光客の増加が見込まれますので、道路等の公共施設を始め、町内の環境美化に努め、住みよい町をつくることで訪れる皆様への「おもてなし」の一助となるよう、積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

制度、あるいは団体と今申し上げましたように、一つもないということでございますけ

れども、実際、個人的に清掃なさっている、あるいはトイレを清掃しているという方は何人かございます。2年に1度でございますけれども、町の自治功労賞等の表彰制度がございますので、そういう中で善行表彰というのがございまして、そういう部分があった場合には、21の自治会の中で長年にわたってそういう活動をした方々には町から表彰するという制度もございますので、できれば本当は登録団体で、団体でやっていただくとありがたいなという思いでございますので、これからもPRに努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（師岡 伸公君） 小峰陽一議員、再質問はありますか。どうぞ。

○5番（小峰 陽一君） 答弁ありがとうございました。

制定してからまだ間がないので、なかなか協力をまだ得られていないのかなというのは想像していたんですが、自助・公助という関係をつくる上でもいい取り組みだと思いますんで、積極的に私も参加したいと思えますし、積極的にPRしていただいて、きれいなまちづくりに協力をお願いしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、5番、小峰陽一議員の一般質問は終わります。

次に、4番、清水明議員。

〔4番 清水 明君 登壇〕

○4番（清水 明君） 4番、清水でございます。

それでは、臨時職員等の待遇改善について質問をさせていただきます。

厚生労働省の統計不正問題が社会の批判を浴びております。影響が広範なため、責任の所在が追及されておりますが、行政改革で国家公務員を臨時や非常勤職員に置き換えたことによる士気の低下が原因とする政治家もおります。

地方公務員も30から40%は非正規職員で占められていると指摘する労働問題の研究者がおりますが、町においても臨時職員等を多く採用しており、構成割合が増える傾向にあるのではと危惧しております。

職員数の減少を補う人材として、正規の職員と同様に、なくてはならない存在であるわけですから、期待した人材が採用できれば待遇改善を図ることも求められるものと考えます。

同一労働同一賃金といった考え方が働き方改革の中でも取り上げられておりますが、賃金に限ったわけでもなく、最近も非正規という理由で労災に当たる公務災害の申請を請求できなかったケースがあり、昨年7月、国が自治体に改善を求めた結果、規則を改正した自治体は少なくとも60に上り、改善の動きが広がっておりますとの報道がございました。

こういった待遇の見直しは、人材確保や職場の士気の高揚にもつながると考えますが、非正規の公務員の労働環境に対する町の考え方、方針について伺います。また、町の予算や関連する計画の中に反映された改善事例があれば、あわせてお伺いいたします。

○議長（師岡 伸公君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 4番、清水明議員の臨時職員等の待遇改善についての一般質問にお答えを申し上げます。

地方公務員の臨時、または非常勤の職員は、総数が平成28年4月現在で約64万人と増加をしております。また、教育、子育てなどさまざまな分野で活用されていることから、現状において地方行政の重要な担い手となっております。

このような中、臨時・非常勤職員の適正な任用、勤務条件を確保することが求められ、平成29年5月17日に地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が公布され、平成32年4月1日から施行されることになりました。

この改正法の内容は、一般職の会計年度任用職員制度を創設し、任用、服務規律等の整備を図るとともに、特別職非常勤職員、臨時的任用職員の任用要件の厳格化を行い、会計年度任用職員制度への必要な移行を図るものとなっております。

改正後の地方公務員法では、新たに制度化されました会計年度任用職員には一般職について適用される各規定が適用されることから、各地方公共団体では、これまでの臨時・非常勤職員制度の運用を抜本的に見直す必要がございます。

具体的には、服務の宣誓、信用失墜行為の禁止、職務に専念する義務、政治的行為の制限などの服務に関する規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象になることを踏まえ、公務運営の適正確保の観点から適切な運用が求められます。

募集・採用に当たっては、平等取り扱いの原則を踏まえ、年齢や性別にかかわらず、均等な機会を与える必要もがございます。

給付に関しては、職務給の原則、均衡の原則等に基づき、適切に支給することが求められるとともに、勤務時間及び休暇、健康診断、研修、社会保険及び労働保険等についても適切に取り扱う必要があります。

このように今般の改正によって統一的な取り扱いが定められ、今後の制度的な基盤を構築することにより、各地方公共団体における臨時・非常勤職員制度の適切な運用を確保しようとするもので、町においても平成32年度の施行までに必要な対応をとることとしております。

さて、町における職員の雇用形態でございますが、本年の2月1日現在、正職員が130名、臨時職員75名、委託契約職員80名が勤務をしております。臨時職員の勤務条件の定め方につきましては、臨時職員制度の大枠は地方公務員法に定められており、休暇等につきましては労働基準法を適用しております。その他の勤務条件、社会保険等の適用、公務上の災害、賃金については、これらの法律に加え、町の臨時職員雇用規程で定めております。

臨時職員は、緊急の場合、または臨時的に任用される職員で、正職員のサポートなどをする役割で、必要に応じて採用しております。賃金につきましては、日額、時給を定め、事務の内容に応じた賃金体系で支給をしております。なお、賃金の額は、最低賃金法に基づき、国が定めた最低賃金額を考慮し、改定を行っております。

次に、委託契約職員の勤務条件の定め方についてでございますが、正式の雇用関係や任命による職員ではなく、能力や経験などを生かして特定の業務を依頼された職員で、医師、医療関係の職員、森林保安員、運転手など専門的な職種について委託契約を取り交わして任用しております。委託金額は、勤務日数、職務内容などにより、東京都の再雇用職員賃金表、町の給料表などに基づき定めております。

ご質問の臨時職員等の待遇改善についてであります。町政を進める組織として最適と考えられる任用・勤務形態の職員配置を実現することにより、厳しい財政状況にあって、住民のニーズに応えるため、効果的・効率的な行政サービスの提供を行っていくことが重要でありますので、ICTの活用、民間委託の推進等による業務改革を進めながら、簡素で効率的な行政体制を実現することを目指しております。

町では厳しい財政状況の中、平成17年度にスタートした第2次奥多摩町行政改革大綱以降、現在の第4次行政改革大綱に至るまで継続して行政改革を実施することにより、身の丈に合った簡素で効率的な行財政運営を進めてまいりました。特に、職員の定員管理につきましては、平成17年には142人であった職員を課・係の統廃合等により、平成30年度には128人とし、8%の職員を削減し、給与費の削減を図るなど、積極的に進めてまいりました。

この間、国の地方分権改革の推進に伴い、国から地方への事務権限の委譲がされたことなどから、町職員の仕事をサポートする臨時職員、専門的な職種には委託職員を採用し、業務を進める中で現在の状況となっております。

今後も地方分権に伴う事務事業の増加や、少子高齢化に伴う新たな事務事業の増加も見込まれますが、第4次行政改革大綱のキャッチフレーズである、量から質への転換を目指



した、しごと・ひと・しくみの改革として職員全員が知恵を絞り、事務事業を進めるとともに、必要に応じて臨時職員及び委託職員を採用し、平成 32 年度からスタートする会計年度任用職員制度の確実な運用を図り、非正規公務員の労働環境及び待遇の改善を図ってまいりたいと考えております。

○議長（師岡 伸公君） 清水明議員、再質問はありますか。どうぞ。

○4 番（清水 明君） 再質問はございません。詳細なご答弁ありがとうございました。以上で終わります。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、4 番、清水明議員の一般質問は終わります。

次に、7 番、宮野亨議員。

〔7 番 宮野 亨君 登壇〕

○7 番（宮野 亨君） 7 番、宮野でございます。

自助の重要性の周知についてお伺いいたします。

2 月に行われた西多摩郡町村議員研修会に参加し、大規模災害（奥多摩全域・冬場・夜中・マグニチュード7クラス以上の地震ということで最悪の状態を想定です）における地域防災の必要性を改めて強く感じました。

現状課題は、住民の多くが普段から自助をしていないことにあります。結果として、自助が機能し、自助に支えられていないと共助が機能しません。平成7年、兵庫県南部地震（死者6,434名）、平成28年、熊本地震（死者50名）、2例の直下型地震では、最初の一撃で決着がついているゆえに事前対策が欠かせず、平成23年、東北地方太平洋沖地震（死者1万5,894名、行方不明者2,561名）では、津波を伴う地震でも、まずは地震の揺れから身を守る事前対策が必須です。

災害は、備えができていないと同じことを繰り返し、災害発生時には生死の決着がついてしまいます。危険は普段から身の回りに潜んでいます。そのときに何が起こるかを考え、それを防ぐため、今、備えることが重要であります。

そして、日常に災害等の非日常への備えをいかに住民に理解していただき、行動していただけるかが最重要で必要なことではないでしょうか。防災力、減災力の向上のため、どこを強化し、見直すべきかをしっかり考え、周知していくべきだと思います。

大規模災害から町民の命を守り、助かるため、生き残りをかけた町としての現状と将来を見据えた町の施策はどのようになっているか。

次の4項目、1、ハザードマップ等の周知は、2、被害抑止への備えは、3、地域の現状を把握するパトロール体制は、4、今からできること、今ならできることは、について

お伺いいたします。よろしくお伺いいたします。

○議長（師岡 伸公君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 7番、宮野亨議員の自助の重要性の周知についての一般質問にお答えを申し上げます。

災害による被害を軽減するためには、一人ひとりが自ら取り組む自助、地域や身近にいる人同士が助け合って取り組む共助、国や地方公共団体などが取り組む公助の効率的な組み合わせで実現されると言われております。

このうち公助についてであります。災害が発生した際に、行政などの防災関係機関は、住民の生命や財産を守るためにいち早く活動を開始し、必要な対策を実施します。しかし、防災関係機関の人員は限られ、また、災害時には交通や通信が混乱することから、災害の規模が大きくなるとすべての地域に救助の手が十分回らなくなる可能性もあります。公助が早期に機能するには限界があると考えられております。

このようなことから、災害が発生したときには、自分の身は自分で守るための自助が基本となり、日ごろから一人ひとりが災害に備える心構えを持って行動し、自分が被害者とならないことが最も重要であると考えております。

そのため、自助に取り組むためには、まず災害に備え自分の家の安全対策をしておくとともに、家の外において地震などに遭遇したときの身の守り方を知っておくことも必要でございます。

阪神・淡路大震災においては、亡くなった人の8割以上が地震直後、崩れた家屋や倒れてきた家具、テレビなどの下敷きとなり、短時間のうちに亡くなっておりました。これに対して東日本大震災の際には、備蓄などを行っていた人、津波からの避難を日ごろから徹底してきた人など、自らの力により被害をできるだけ少なくするよう備えていた事例もございますので、ご自分でできることを行っておく必要があると思います。

また、災害による被害を最小限にするためには自助が基本となりますが、個人の力には限界があり、地域の防災力を高めるためには、住民が協力して防災に当たることが必要になり、高齢者だけの世帯などでは自助をすることは困難であることも考えられるため、共助も効果的でございます。日ごろから隣近所や地域におけるお互いの助け合いはもちろん、災害時の公的救援が十分でないときの近隣地域住民同士の助け合いは、被災直後の近隣住民の救出・救援など現場での大きな力となり得るものでございます。

このように普段からの自助努力に加え、地域住民同士の助け合う気持ちと行動が大切で

あると考えております。

さて、ご質問の1点目のハザードマップなどの周知であります。町では平成27年度に土砂災害ハザードマップを作成し、迅速かつ的確な情報収集や伝達方法を検討するとともに、土砂災害時の避難の基準を設定し、住民に理解してもらい、迅速な避難行動を実施していただくため、住民に分かりやすい表記、また、自宅やご自身の状況等、ご自分で記入できる項目を設け、冷蔵庫等に張っていただき、自助意識を向上できるような避難計画・ハザードマップを各家庭に配布をいたしました。

今後は、土砂災害特別警戒区域の指定に伴い、レッドゾーンを組み入れたハザードマップを作成し、配布するとともに、平常時からの住民の防災意識の啓発と災害時における円滑な避難行動の促進により、人的被害の軽減を図るなど、注意喚起を促してまいりたいと考えております。

次に、2点目の被害抑止の備えについてであります。ハード面では国道、都道沿いの危険箇所の改修、急傾斜地崩壊防止事業、砂防工事につきましては、西多摩建設事務所に要望し、危険度の高い箇所から対策工事を実施していただいております。

避難所となる生活館等につきましては、年次計画を立て、改修を実施してまいりたいと考えております。

ソフト面においては、災害時における職員の配備態勢について、災害時職員対応マニュアルを作成し、迅速に災害対応活動を図れるようにするとともに、万が一、災害が発生した場合に備え、町内36カ所の防災備蓄倉庫への備蓄品の充実に努めるとともに、自治会、消防団と連携した防災訓練も実施してまいります。

また、町での避難勧告の改善対策についてであります。災害時には命を守るということを最優先とし、空振りを恐れず、躊躇せず、早目の避難勧告を出すことが不可欠であると考えており、気象情報や注意報、警報等の情報入手を常に心がけ、注意喚起、避難勧告、避難指示を的確に出してまいります。

次に、3点目の地域の現状を把握するパトロール体制であります。町では各自治会を単位として自主防災組織を組織していただいております。

この自主防災組織とは、地域住民が協力・連携して災害から自分たちの町は自分たちで守るために活動することを目的とした組織でございます。この自主防災組織を中心に、消防団等関係機関と連携して、日ごろから地域の安全点検や防災訓練などの実践をしていただく必要があると考えます。

次に、4点目の今からできること、今ならできることについてであります。身近で

きる防災対策として、ご家庭では有事に備え、災害時の対応や連絡方法など、災害時の我が家のルールとして、地震に備えた我が家の安全確認、家庭内での備蓄品と保管場所の確認、非常持ち出し品の準備、消火用品・防災資機材などの準備、高齢者がいるご家庭では避難方法と災害時の対応確認、家族の連絡方法の確認などを、また、隣近所では、ハザードマップや被害想定から自分の住む地域の災害リスクの確認、避難場所や避難所への経路を昼間と夜間に実際に歩いてみるなど確認をしていくことなどが必要であると考えます。

いずれにいたしましても災害対策の基本は自助であり、どのような事態においても自分の命は自分で守ることを念頭に、直接被害を受ける立場にある住民一人ひとりが日ごろから各種災害について正しい認識を深め、これに対する備えを万全にすることで、災害の未然防止と被害の軽減を図るよう、機会あるごとに住民に周知してまいりたいと思います。

いずれにしても自助・共助・公助という言葉はありますけれども、議員がご指摘のように、自分の命は自分が守ることが一番必要であるというふうに私は感じております。

数年前から町で行われる防災訓練に対しても、住民の皆様には公の部分では一番最初に、それぞれ皆様方の地域で起こっていることについては、なかなか情報収集はできないので、まず自分たちの身の回りのことを情報収集をして、自分たちがどう自分の命を守るかということについて、常日ごろから隣近所とよくお話し合いをして、まず決めていただきたいというのを再三にわたってお願いをしているところでございます。

そういう点を含めて、また、避難所の問題も含めて、あるいは特別警戒区域のこれから住民説明会をやらさせていただきますけれども、そういうことを含めてハード事業等については一度に全部できませんので、年次計画でやらざるを得ないという状況でありますので、まずソフト事業を充実すると同時に、まず自分の命は自分で守っていただくということについて、この災害ハザードマップをつくる、あるいはこれから特別警戒の説明会を各地で開きますので、そういうお願いと啓蒙を図ってまいりたいというふうに思っております。

○議長（師岡 伸公君） 宮野亨議員、再質問はありますか。どうぞ。

○7番（宮野 亨君） 再質問といいますか、また要望になっちゃいますけど、ここで土砂災害の新しいのが配布されるに当たりまして、町の住民の方にしつこく強く、強力的に自助のことを推し進めていただきたいのが要望と、ちょっと広い意味で解釈していただいて、答えていただかなくても結構なんですけども、この間の土砂防止災害の建物の裏山が崩れるのに対して町からの補助金いろいろ出ますが、そういうことが町の高齢化率49%の中で、ご高齢の方が果たしてそれが守れるかといったら、何か手助けかと思ったときに、平成24年に一般質問でさせてもらったシェルターなんかをやっていただければな

と。できれば奥多摩のヒノキ、ヒノキはほかの集成材に比べて弱いかもしれないですけど、そこんとこ大工さんの腕の見せどころで2本にするとか、ちょっと工夫を凝らして、地元の木で地元を守る、地元で供給できるような形になればいいなんて、ましてそれが日陰対策でヒノキが植わっているなんていうのは一石二鳥、こんなうまくはいきません。でも、そういうふうな工夫が必要なのかなと思いましたんで、これは再質問じゃないんですけど、希望的なもんなんですけど、答えていただくのもちょっと難しいかなと思いますけども、もし答えられたら、ひとつお願いします。

○議長（師岡 伸公君） 総務課長。

○総務課長（井上 永一君） 7番、宮野亨議員の再質問にお答えいたします。

今、シェルターということでお話がありました。以前にもご質問いただいて、検討というようなこともございましたけれども、シェルターというのは、家の中で部屋の中に設置して守る部分、あるいは寝ているときのベッドで守る部分というようなものがございまして、まさにこれも自助の一つなのかなと思っております。

今、宮野議員からおっしゃられたように、レッドゾーンに入った地区でやはりご高齢の方が建て替えですとか、そこら辺の自分を守るために改築をとすることはなかなか厳しいものも確かにあると思います。そのようなことに備えて、今ご提案のありましたシェルターを設置しての自助というような観点から、木でつくるのがそれが確実に安全に対応できるかどうかというのはまたそこら辺は検討させていただきますけども、できるだけレッドゾーンで皆さんにご自分の命をとということを申し上げている以上、いろいろな形での助成等も今後検討してまいりたいというふうに考えますので、よろしく願いいたします。

○7番（宮野 亨君） どうもご丁寧な答弁ありがとうございます。またいろいろご苦労さまでした。本当にありがとうございました。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、7番、宮野亨議員の一般質問は終わります。

お諮りします。会議の途中でありますが、ここで休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、午後2時20分から再開いたします。

午後2時01分休憩

午後2時20分再開

○議長（師岡 伸公君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番 大澤由香里議員。大澤議員、先に恐れ入りますが、先ほど原島幸次議員にもお願いしましたが、会議規則 54 条及び議会運営の申し合わせ事項で、質疑で1時間以内ということになっております。どうか質問は簡潔でよろしくお願いをいたします。どうぞ。

〔2番 大澤由香里君 登壇〕

○2番（大澤由香里君） 2番、大澤です。

では、私から2点質問させていただきます。

まず最初に、施政方針についてお尋ねします。

5日の町長の施政方針では、町民の皆様が行政に何を求めているのか、また、どのような考えを持っているのかを常に意識しながら、町民の皆様が安全で安心して、この奥多摩町で暮らすことができるよう、スピード感を持って行財政運営に努めてきた。住む人と訪れる人が癒され、子どもからお年寄りまで生涯を健康で安心して暮らせるまちづくり、だれもが住みたい、住み続けたい町の実現を今後も推進していくという表明でしたが、昨今の古里診療所、高橋歯科の閉鎖、町の商店の相次ぐ閉店は安心して暮らせる町、住みたい、住み続けたい町の実現とは逆行しているように感じます。

長く住んでいるある町民は、10年前から比べても20店以上が閉店している。1つお店が閉じるたびに生きる気力も奪われていくようだと言っています。特に高齢者の失望感は顕著です。聞こえてくるのは、町はどう思っているのか、何も手を打たないのか、若者の住宅をつくるのもいいけれど、商いを守ることも同じくらい重要視しないと手遅れになるのではないかと心配する声です。

昨年の第4回定例会でも質問させていただきましたが、今一番の町民の関心事であり、町の対応を望む声が多いことから再度お伺いいたします。

町の生業は町の魅力につながります。町民が安心して住み続けられるためにも守らなければなりません。

昨年第4回定例会で提案しました継業支援制度について、平成29年から行っている和歌山県に聞き取りを行いました。登録している事業者や継業希望者はいるものの、さまざまな問題でなかなか成立までは難しいようです。しかし、その中でも今年度末に1件成立しそうであると伺いました。あきらめず粘り強く取り組んだ成果だと担当の職員の方がうれしそうに答えてくれました。

全国的にシャッター通りや空家が増え、どこの自治体でも同じような問題を抱えています。ただ、困難はあるかと思いますが、重要なのは町が積極的に手だてを講じようとする

姿勢を示すことだと考えます。

町民の方から伺ったご意見を紹介します。駅前にテナント式の店舗の集合した建物を造ればどうか。そこに行けば一通りの生活必需品が揃えられるという場所をつくれば、1カ所で用が足りるので助かる。商売を行う側も少ないリスクで起業できるし、健康面や後継者の問題で廃業せざるを得なくても継業しやすいのではないか。また、農協さんの特売セールや商店街の歳末大売り出し、また、各商店の特売や季節限定の商品など、行って初めて知るといことが多い。お店側からすれば、せっかくの特売日を設けても多くの人に足を運んでもらえない。お客からすれば、知っていれば行ったのにとということが往々にしてある。広告を発行すれば経費がかかるし、新聞折り込みにしても新聞を購読している人が減ってしまって余り効果が期待できない。今、町の防災無線は町の事業や自治会の事業など営利を目的としない者だけの広報活動を行っているが、地域の商店、事業者を町全体として応援するという意味で、商店の特売日や一押し商品のPRなど、防災無線で流したり、広報で紹介したりするという方法も考えられるのではないか。等々住民の方からいろいろなアイデアを伺いました。

知恵を絞れば小さい町だからこそできることも出てくると思います。このままだと10月には消費税も10%に上げられ、ますます商売をやめる事業者が増えるかもしれません。商工会任せでなく、町が緊急課題としてイニシアチブをとって取り組むべき問題と考えます。まずは行政、町民、事業者などさまざまな分野の人からなる商店活性化委員会のようなものをつくり、これからの町の商店、商売をどうしていくか考え、知恵を出し合う場をつくることから始めてはどうかと考えますが、町長のお考えをお聞かせください。

また、先日、海沢ふれあい農園で多摩大の学生さんによる奥多摩プロジェクト発表会が行われました。学生さんによる奥多摩のまちおこし企画として、治助いもを使ったメニューの発案、販売方法の発案、学園祭での販売、奥多摩をPRするプロモーションビデオ作り等々の発表でした。これは奥多摩に焦点を当てて地域おこしの研究をやってくださっている松本先生の4年目となるゼミ活動の一環です。

若者たちに率直な意見を聞くと、ゼミに入るまで奥多摩のことはよく知らなかったそうです。そして、いざ魅力を探そうとしても情報がなさ過ぎる、お店がなさ過ぎる、遠過ぎる、広過ぎるため、結局、魅力は余り見つけられなかったと言います。しかも、住みたいかという問いには全員がノーでした。学生さんなので、当然といえば当然だと思います。ただ、ゼミに入ったことで奥多摩という場所を知ることができたし、いろいろな人とも出会って、身近に感じられるようになったとも言います。この知ってもらおうということが重

要だと思えます。奥多摩の情報が記憶にあれば、学生のうちは住みたいと思わなくても、社会人になれば、住みたいまちの候補に上がるかもしれません。

奥多摩の場合、この情報の発信力は弱いと思えます。今の若者は、ツイッターやLINE（ライン）、インスタグラム、フェイスブックなどのSNSが情報の取得源となっています。町のホームページを見ると、フォローしていれば自動的に配信されるツイッターやフェイスブック、インスタグラムは、リンク先では活用されていますが、町独自のアカウントは見受けられません。また、地域おこし協力隊の若者がツイッターやブログを活用して奥多摩の情報などを発信していますが、町のホームページにリンクされていません。情報発信力として有効なこれらのSNSツールを積極的に活用すべきと考えますが、いかがでしょうか。

また、多摩大の先生含めて学生さんたちは、この4年間、自費で何回も奥多摩を訪れ、奥多摩の地域おこし、移住定住策を研究してくれています。奥多摩町に縁もゆかりもない人たちが奥多摩の地域おこしを真剣に考えてくださることはとてもありがたいことですし、こういった外部の若者や大学の先生のご存在やご意見は貴重です。

先日の発表会には、企画財政課長や観光産業課の職員さんも参加されましたが、先生や学生さんたちにもう少し積極的にかかわっていただき、例えば町民参加のまちづくり委員会に外部団体として加わっていただき、貴重なご意見やお知恵をいただいたり、いろいろな企画を考えていただくということも若者定住化、住みたい、住み続けたいまちづくりに有効ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

以上3点、町長のお考えを伺います。

次に、国保税についてお尋ねします。高過ぎる保険料、保険税は住民の暮らしを苦しめているだけでなく、国民健康保険制度の根幹を揺るがしています。全国知事会、全国市長会、全国町村会などの地方団体は、加入者の所得が低い国保がほかの医療保険より保険料が高く、負担が限界になっていることを国保の構造問題だとし、国保を持続可能とするためには、被用者保険との格差を縮小するような抜本的な財政基盤の強化が必要と主張しています。

日本医師会など医療関係者も国民皆保険制度を守るために、低所得者の保険税を引き下げ、保険証の取り上げをやめるよう求めています。

この25年間に1人当たりの国保税は6.5万円から9.4万円に引き上がっているのに対して、同時期に国保加入世帯の平均所得は276万円から138万円に半減しています。所得は低いのに保険料が一番高い、この不公平をただすのは政治の責任です。国保加入者1人



当たりの平均保険料は、政府の試算でも中小企業の労働者が加入する協会けんぽの 1.3 倍、大企業の労働者が加入する組合健保の 1.7 倍という水準です。東京 23 区に住む給与年収 400 万円の 4 人家族が協会けんぽに加入した場合、保険料の本人負担分は年 19.8 万円ですが、同じ年収・家族構成の世帯が国保加入だと保険料は年 42.6 万円、実に 2 倍以上の格差が生じています。国民の 4 人に 1 人が加入し、国民皆保険制度の重要な柱を担うべき国保がほかの医療保険制度に比べて著しく不公平で、庶民に大変重い負担を強いる制度になっているのです。

高過ぎる保険税問題を解決することは、住民の暮らしと健康を守るためにも、国保制度の持続可能性にとっても、社会の公平・公正を確保する上でも重要な政治課題です。

日本共産党の政策では、均等割と平等割を廃止し、所得に応じた国保税にしようとして提案しています。協会けんぽが収入に保険税率を掛けて計算するのに対し、国保税は所得に保険税率を掛ける所得割に加え、土地や家屋などの固定資産に係る資産割、家族の人数に応じて係る均等割と世帯に定額に係る平等割を合計します。資産割、平等割は自治体の判断で導入しないことも可能ですが、均等割は法律で必ず徴収することが義務づけられています。

当町では、所得割と均等割の 2 方式が導入されていますが、この均等割は所得にかかわりなく、人の頭数に応じて課税する原始的で過酷な人頭税のようだと批判が上がっています。これが 21 世紀の公的医療制度に残っていることが問題です。この時代錯誤の仕組みこそ国保税を低所得者や家族が多い世帯に重い負担にしている最大の要因です。これを廃止し、所得に応じた保険税とすべきと考えます。

全国で均等割、平等割で徴収されている国保税はおおよそ 1 兆円に上ります。公費を 1 兆円投入すれば均等割と平等割をなくし、その結果、協会けんぽ並みの国保税に大きく引き下げることができます。

そこで伺います。

1、均等割と平等割をなくし、1 兆円の国の財政負担で高過ぎる国保税を協会けんぽ並に引き下げるといふ日本共産党の政策提案について、町長のご所見をお聞かせください。

2、当町における国保加入世帯のうち 18 歳以下の子どもがいる世帯数とその平均年収額、また、その世帯の平均国保税額をお示しください。

3、子どもの均等割を廃止した場合の町の財政負担はどのぐらいになりますか。また、減免する考えはありますか。

4、平成 30 年度から市町村と都の共同運営となり、6 年間で法定外繰り入れを解消す

る計画を提出するよう求められていると思いますが、当町においてその計画の内容はどうか  
なっていますか。

以上、ご答弁をお願いいたします。

○議長（師岡 伸公君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 2番、大澤由香里議員の一般質問にお答えを申し上げます。

初めに、施政方針についてであります。本会議第1日目の冒頭に、私から新年度の町政に対する所信を申し述べさせていただきました。現在の町や地方を取り巻く行財政環境は、かつての高度経済成長期やバブル期に代表される右肩上がりの時代とは異なり、過疎化や人口減少対策にあえぐ中、限られた財源と職員数で、いかにして活力のある地域社会を将来にわたって持続させていけるのか。特に、この十数年来、町にとりましても大きな課題の一つとなっていることは議員もご承知のことと存じます。現在も職員一丸となって、それぞれの分野で課題の解決に取り組んでいるところでございます。

1点目のご質問の商店の相次ぐ閉店に関して、まずは行政、町民、事業者などさまざまな分野の人からなる商店活性化委員会のようなものをつくり、これからの町の商店、商売をどうしていくかを考え、知恵を出し合う場をつくることから始めてはどうかと考えますが、これについてであります。現在、町には奥多摩商業協同組合が存在しており、43名の組合員により構成され、中元大売り出し及び歳末福引大売り出し事業、ふれあいまつりへの協力参加、そして100縁商店街などの補助金を活用した共同売り出し事業を行っており、町としましても支援を継続しているところでございます。

このほかにも青梅商工会議所との連携を始め、東京都などの関係機関との協力体制を構築し、事業承継や事業継続を実現するための専門家の派遣や相談事業を含め、支援事業を展開しており、これら詳細につきましては、昨年12月の第4回定例会で大澤議員からいただきました一般質問に対しまして答弁させていただいたとおりでございます。

議員からご提案をいただきました町民を含めたさまざまな分野の人材を活用した委員会の設置につきましては、商店を営んでいる事業者の実情はさまざまであり、問題を一くくりにできない状況も見受けられます。このため経営状況の分析や把握を始め、個々のケースにきめ細かく対応した専門分野の視点やアドバイスが重要ではないかと考えております。

そういった意味では、現状、町が事業者と専門家の橋渡し役を行っており、ご提案いただいた形での委員会の設置は難しいのではないかと考えております。

町としましても、事業者及び消費者側の改善が図られるよう、全体の状況を見渡しなが  
ら、これからも必要な措置を講じてまいりたいと考えます。

町の防災行政無線を活用した広告放送についてであります。電波法の規定により目的  
外使用の禁止が定められており、営利を目的とした放送は当該規定に抵触するため、広告  
放送はできないこととなります。また、広報おくたまに関しましても原則では営利目的の  
記事掲載はできません。ただし、町ホームページを含め、掲載料をいただいでるのバナー広  
告は可能であります。

次に、2点目の奥多摩の情報発信力としての有効なSNSツールを積極的に活用すべき  
と考えますが、であります。2月22日に開催されました多摩大学経営情報学部准教授  
の松本祐一ゼミの奥多摩プロジェクト成果報告会には、町からも企画財政課と観光産業課  
の職員がお誘いを受け、参加させていただきました。

松本先生と奥多摩のかかわりは数年前にさかのぼりますが、町を訪れた松本先生が、カ  
フェ・クアラを運営している方と知り合ったことがきっかけであったと聞いております。  
その後、治助いもの学園祭を通じての販売に伴い、町観光産業課とのつながりも始まった  
とのことあります。

当日は学生から、議員が申されたようなさまざまな発表がなされましたが、発表後の交  
流会では、発表会の当日、初めて町を訪れた学生もおり、その他の学生も何度か町に来て  
いるものの、町の知識等に関して限定的であったように聞いております。

そういった中でも住民ではない学生が町に関心を持っていただき、提案をされましたこ  
とは、私としましても非常にありがたいことと感じると同時に、情報発信のあり方につき  
まは目まぐるしく変化する現代の情報化社会におきまして、適切な手段と運用を図り、  
一定のルールを構築する必要があると考えております。

若者にとってインターネットは、身近な情報収集の手段となっております。現代におき  
ましては素早く、効率的に行政サービスを提供するための情報インフラとしてSNSの活  
用が加速し、ツイッター、フェイスブックなどの交流サイトを通じて情報を発信する地方  
自治体が増加しており、西多摩地域の市町村を見ても、ツイッター、フェイスブック、イ  
ンスタグラム、ユーチューブなどを活用し、情報発信を行っております。

町は昭和30年に誕生して以来、観光立町を標榜する町として数多くの観光施策の課題  
に果敢に取り組んでまいりました。町の観光入り込み客数は年々増加しており、今後は東  
京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催により、さらなる外国人観光客の  
誘致も必要であり、そのため町の観光情報、行政情報をさまざまな形で発信していく必要

があると考えております。

これらのサイトを構築することで、災害時の対応としての情報発信、情報収集に活用することも考えられますので、SNSの活用につきましては、公式アカウントの開設、町のホームページへのリンク登録について前向きに検討してまいりたいと考えます。

また、地域おこし協力隊のメンバーが既に情報発信しておりますが、現時点では公式の地域おこし協力隊としてではなく、個人として情報発信をしている関係で、リンクを行っておりませんが、小河内振興財団のホームページにつきましては、協力隊が作成を始めております。まだ完成には至っていないようですが、個性的なホームページに更新されつつある状態のようでございますので、ごらんいただければと思います。

これらを含め、若者との連携につきましては、フォロー機能などで公式アカウントを通じて実施する方法を検討してまいりますが、情報過多の時代にあつて、行政が発信すべき情報につきましては慎重に進めてまいりたいと考えます。

次に、3点目の町民参加のまちづくり委員会に大学の先生や学生さんに外部団体として加わっていただき、意見をいただくことや企画を考えていただくことも若者定住化や住みたい、住み続けたいまちづくりに有効ではないでしょうかについてであります。町では、平成30年度から新たな奥多摩町まちづくり委員会がスタートいたしました。この委員会は、6名の委員と3名の地域おこし協力隊員がオブザーバー的に加わり、これまでに4回の委員会を開催し、積極的な議論を重ねております。今回の6名の委員のうち、1名は町内で事業を営んでいる青梅市民で、5名は町民ですが、地域おこし協力隊のメンバーを含め、もともと奥多摩で生まれ育った方は一人もいなく、年齢的には40代以下という若い年齢構成になっております。

ある意味では、議員がご提案されました外部的な考え方を持った方々が就任され、これから町を担っていただきたい若いメンバーが集まっております。外部団体の参加につきましても言及されておりますが、この点につきましては、団体等からの申請に対する支援金助成事業だけではなく、まちづくり委員会と一緒に事業を企画することや交流の場づくりなど、外部意見の取り込みや企画の実現につきましても委員会では検討しております。

まちづくり委員会の本格的な始動はこれからとなりますが、新しい風が吹いてくれることを期待しております。

次に、2点目の国民健康保険制度についてであります。国民健康保険は、日本が世界に誇る国民皆保険の根幹をなす社会保障制度として全国で3,340万人の被保険者を有して

おります。

制度開始以来約 60 年近く、市区町村が保険者として事業運営を行ってきました。この間、加入する被保険者の状況は大きく変化し、制度開始当初は農林水産業者や自営業者が主な被保険者であったものが、現在では高齢者や非正規労働者などが大半を占めることになり、その結果、1つとして、被保険者の年齢構成が高いため、医療費水準が高い。2つとして、被保険者の所得水準が低いため、保険税収入が少ない。3つとして、医療費が高く、保険税収入が少ない状況は、特に高齢化率の高い小規模の市町村保険者の財政運営を非常に不安定なものとし、市町村間の格差も大きくなるといった国保の構造的課題が顕著になってまいりました。

その上で、被保険者 1 人当たりの保険料負担率を保険者ごとに比較した場合、協会けんぽが平均所得 145 万円、平均保険料 10 万 9,000 円で保険料負担率 7.5%、健保組合が平均所得 211 万円、平均保険料 12 万 2,000 円で保険料負担率 5.8%であるのに対して、国保は平均所得 84 万円、平均保険料 8 万 4,000 円で、保険料負担率 10%と、確かに国保は健保組合の 2 倍近い保険料負担となっております。

一方、加入者 1 人当たりの医療費を比較した場合、協会けんぽは 17 万 4,000 円、健保組合は 15 万 4,000 円であるのに対し、国保は 35 万円と健保組合の 2 倍以上の医療費となっております。この 1 人当たりの医療費については、国保の加入者の平均年齢が高くなるに従い、年々高くなってはおりますが、国保では多くの保険者で医療費に応じた保険税率よりも低い税率を設定し、被保険者の負担を軽減するとともに、不足する保険税に相当する部分を一般会計からの赤字繰り入れで賄っているのが現状であります。

特に、全国の国保保険者の 4 分の 1 を占める被保険者数が 3,000 人未満の小規模な町村保険者においては、高額な医療を受ける被保険者がわずかに増えただけでも保険財政に大きな負担増が生じるため、一般会計から多額の赤字繰り入れを行う必要が生じることとなります。

これらの課題に対応し、国保制度を持続可能なものとするため、国は毎年 3,400 億円の公費を投入し、国保に対する財政支援の拡充と低所得者に対する保険税軽減措置を拡充するとともに、都道府県が国保の財政運営の責任主体となる広域化を推進し、平成 30 年度からスタートしたところであります。

この制度改革につきましては、私からも何度もご説明申し上げ、所管課からも議会全員協議会の場でご説明を申し上げました。ただ、この新たな制度は、開始してから 1 年も経過しておりません。制度改革により奥多摩町の国保財政がどのように変化していくのか、

今後の状況を注視し、保険税のあり方についても国民健康保険運営協議会のご意見も伺いながら、慎重に検討していくべきものと考えております。

議員からご指摘の国民健康保険税の賦課方式については、町は平成 23 年度より従来の 4 方式から所得割、均等割の 2 方式に切り替えて負担区分を明確にしております。このうち所得割は応能割とも言われ、負担能力に応じて課税されるもので、具体的には住民税の所得割税額に対して課税をされます。一方、均等割は応益割として、言いかえると医療給付という利益を受ける方全員に均等に課税されるものであります。さらに所得割は住民税が非課税の方には課税されませんが、均等割についても所得に応じて、世帯課税額の 7 割、5 割、2 割が軽減される制度があり、町の場合は、平成 29 年度末現在、961 の世帯のうち 7 割軽減を受ける世帯が 294 世帯、5 割軽減を受ける世帯が 129 世帯、2 割軽減を受ける世帯が 123 世帯、合計で国保加入世帯の 56.8%に当たる 546 世帯が均等割の軽減を受けております。

町の国保加入者 1,411 人のうち 772 人が 65 歳以上の方で、この割合が 54.7%と半数以上の被保険者が 65 歳以上という状況であり、これらの方の多くは年金生活者であることから、町の国保被保険者の平均所得は都内の 62 市区町村の中でも最も低いランクであり、所得割、均等割ともに医療費を賄うために必要な保険税額の確保が難しいのが現状であります。

こうした状況を踏まえて、ご質問の 1 点目、均等割と平等割をなくし、1 兆円の国の財政負担で高過ぎる国保税を協会けんぽ並みに引き下げるといふ日本共産党の政策提案についての私の所見であります。平等割については、町では平成 23 年度からなくしており、全国的にも徐々に廃止する自治体が増えてくるものと思われまます。均等割についても、先ほど申し上げたとおり、被保険者の平均所得が非常に低い状況である以上、これをなくして所得割のみとなれば税収の低下は目に見えており、医療費とそれを賄うべき国保税収入の格差はさらに増大し、町の国保財政の窮状に拍車をかける結果となることが予想されまます。

ただ、今般の国保制度改革において、国は毎年 3,400 億円の公費を投入し、低所得者対策と財政基盤の安定化に努めておりますので、この効果について見守りたいと思います。

2 点目の当町における国保加入世帯のうち、18 歳以下の子どもがいる世帯数とその平均年収額、また、その世帯の平均国保税額は、及び 3 点目の子どもの均等割を廃止した場合の町の財政負担はどのくらいになるのか、また、減免する考えはあるかについてであります。まず、18 歳以下の子どもがいる世帯数ですが、この 2 月末の状況では 37 世帯で

あります。その上で平均年収額はというお尋ねでございますが、ご承知のように国保の加入者は、自営業者から給与所得者までさまざまな働き方をされておりますので、平均年収ベースでは実態をお伝えできませんので、平均所得額でお答えを申し上げます。平均所得額は263万円で、その世帯の平均国保税額は26万4,000円であります。

次に、子どもの均等割を廃止した場合の町の財政負担ですが、およそ180万円となります。

また、子どもの均等割額を減免する考えはあるかについてであります。先ほど申し上げたとおり、均等割については医療給付という利益を受けることに対する課税であり、また、当町では高校生までの子どもの医療費の窓口負担については、すべて助成の対象となっており、窓口負担がない、あるいは後日負担分が償還されるという子育て支援策が施行されておりますので、その上で国保税についても減免した場合、無料で医療費を受けることができることになり、いわゆるコンビニ受診が増えるなどのモラルハザードとなるおそれもあることから、現時点では減免を実施する考えはありません。

4点目の平成30年度から市町村と都の共同運営となり、6年間で法定外繰り入れを解消する計画を提出するよう求められていると思いますが、当町において、その計画の内容はどうなっていますかについてであります。この赤字解消計画は、都道府県ごとの国保運営方針において、赤字繰り入れを行っているすべての市町村で策定することが義務づけられているもので、当町でも昨年度末に東京都に提出しております。このときは提出までの期間が短かったことから、具体的な数字は記載せずに、平成30度中に検討する旨の文言のみを記載したものを提出しており、今年度改めて昨年12月に開催いたしました国保運営協議会で平成35年度までの6カ年で解消する場合、10カ年で解消する場合、15年で解消する場合の3つのシミュレーションをお示しし、具体的な数字の入った赤字解消計画の策定に向けて委員の皆さんに検討していただいております。

この3月に開催する予定の第2回国保運営協議会でご協議いただいた上で、最終的に私が判断して東京都に提出する予定でございます。具体的な内容については今検討中でございますので、差し控えさせていただきたいと思っております。

いずれにいたしましても国保制度は国民皆保険の根幹をなす制度であり、今後も持続可能なものとしていくためには国民健康保険法と東京都国民健康保険運営方針に基づき、適正な運営に努めてまいりたいと考えております。

○議長（師岡 伸公君） 大澤由香里議員、再質問はありますか。どうぞ。

○2番（大澤由香里君） 再質問というか、意見を言わせていただきます。

最初の商店の支援についてですけれども、今現在やっている商工会等の支援でやるということですが、町民の意見として、町が目に見えて動いていないというのがすごく感じられるそうなんです。なので、何かしら町として商店を応援しているんだという意思表示がわかるような、いろんな規定があって、防災無線だ、広報だに載せられないとかあると思うんですが、やりようがあると思いますので、イベント化してやるとか、もう少し町としても積極的に何とかしたいというところを見せていただくと、町民の方も安心するのかな、納得するのかなというところがありますので、ぜひご検討よろしくをお願いします。

ある町民の方から、昔、大学の先生やコンサル、町民の有志が真剣に話し合っただけで奥多摩町のまちおこしに夢中になったことがあると伺いました。景色や名勝を眺めるだけの観光はもう通用しないんだと。人々がそこに行きたいと思えるロマンが大事だと熱く語っていただきました。

住みたくないと言った多摩大の学生さんに、何があつたら来たいかというふうに尋ねますと、ある男子学生さんは、車が好きだから旧車の集まりなんかがあればぜひ行きたいというふうに答えました。ある女子学生さんは、世界に1つしかないすてきなアクセサリを売っているお店があれば行きたいし、自分もそういう店を出したいというふうに答えました。奥多摩町を魅力ある住みたい・住み続けたい町にするには、そういった若者が来たいと思うようなロマンをつくり出す取り組みが必要だと思います。

町を活性化するには、よそ者、若者、ばか者がカギだと言います。町長が進めてこられました若者定住施策によって、その人材がそろいつつあると思います。地域おこし協力隊も非常にいい若者が入っていると聞きますので、住む家があつて、子育てしやすい手厚い助成があつて、あとはロマンのある仕事や暮らし方が定住のカギだと思いますので、ぜひ今、推進している若者定住施策が将来にわたって効果が得られるものとなりますように、より積極的な取り組みを要望したいと思います。

あと、多摩大の先生方とか学生さんたちにも、ぜひまちづくりにかかわっていただけるといいと思いますので、柔軟な会議なんかの参加に呼びかけていただければと思います。あと、10万円とか助成を出すイベントありますよね、まちづくりの。そういうのにも応募して参加していただけるような働きかけもいいかと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

国保について、町の実情はよくわかっておりまして、ほとんど軽減世帯ということで、高齢者の皆さんも軽減された保険料で非常に助かっているというご意見も聞きます。ただ、国保加入者の多子世帯の保護者の方から、国保税が収入の1割ほどを占めて暮らしが大変



だというご意見も聞いております。子どもが多ければ多いほど税金が倍加する人頭税のような仕組みの均等割は、奥多摩町の少子化対策にも逆行すると思いますので、全額助成でなくても半額助成などもできると思いますので、ぜひご検討いただければと思います。

三多摩地域では東大和市や昭島市、武蔵村山市、清瀬市などで多子世帯への軽減措置を行っています。町の国保の財政だけで賄おうとするとやはり無理があると思います。3,400億円の国からの助成がありますが、それだけでは賄い切れないというのが国保の実態だと思いますので、ぜひ国の助成をもっとしていただくように国に強く要望していただくとともに、若者定住少子化対策を最重要課題として掲げている奥多摩町でも率先して多子世帯の減免制度なども行っていただきたいと要望いたします。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（師岡 伸公君） 大澤議員、先に今おおむね3点の意見要望だと思いますが、答弁はよろしいですか、要望で。

○2番（大澤由香里君） していただけますか。何かありましたらお願いします。

○議長（師岡 伸公君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（清水 信行君） それでは、2番、大澤由香里議員の国保制度の均等割の多子家庭の減免について、ご意見、ご要望に対する答弁とさせていただきますけれども、最後に、多摩地区でも何市か均等割の減免をされているというところをご紹介ございました。多子家庭、2子目とか3子目から半分ぐらい減免するというようなこともあるそうでございます。ただ、区部ではなかなか実施をされていないという状況でもございます。

ですから、62区市町村のうちでも本当少数であるということで、国でも、これは減免というのが災害とかそういった場合における減免は制度的にも認められているけれども、一般的に何もそういうことなく、子どもが多いからといって減免するということは認めていないというのが現状でございます。ただ、それは市の例えば条例によってその制度を設けるということは、それは市町村自治の考え方によって、それぞれの考え方があるということだと思っております。

町においては、町長からもご答弁申し上げましたように、医療費の窓口負担はほぼゼロということでございます。18歳の高校生まで無料になっております。その上で、保険医療までも減免するとなると全く医療費は何もかからないということになってしまいますので、それはやはりモラルハザードに陥る可能性があるのかなということと、それから大澤議員からもお話ありましたように、町は高齢者世帯が多くて、税収入が少ないというのが現状で、昨日、補正予算の際にも国民健康保険税の減ということもございました。一方、

一般会計のほうでは医療費の補助の子ども医療費等の医療費の助成に対する補正増がご決定いただいたわけですが、そういうことを考えると、やはり一定程度の負担をいただいた上で適正な医療に努めるというのが基本的な考えじゃないかというふうに思っておりますので、町長からも申しあげましたとおり、当面の間、そういった均等割に対する減免にする考えというのはないというところがお答えになってしまいます。

以上です。

○議長（師岡 伸公君） よろしいですか。再質問ございますか。

○2番（大澤由香里君） 制度自体が問題だと思しますので、ぜひ国に強く意見を言っていたきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、2番、大澤由香里議員の一般質問は終わります。

次に、日程第3 陳情第1号 介護保険制度の改善を求める陳情書、日程第4 陳情第2号 後期高齢者医療の一部負担金の割合を引き上げないよう求める陳情書、日程第5 陳情第3号 アスベスト被害者補償基金制度の創設と全面解決を国に働きかける意見書提出を求める陳情、以上3件を一括して議題とします。

本件については、去る3月5日、経済厚生常任委員会に審査が付託され、7日に審査が終了しております。

本日、お手元にその結果が報告されております。

審査の経過及び結果について、経済厚生常任委員長、原島幸次議員よりご報告願います。  
原島幸次議員。

〔9番 原島 幸次君 登壇〕

○9番（原島 幸次君） それでは、経済厚生常任委員会の陳情審査報告をいたします。

当委員会は、3月5日に開会の第1回定例会第1日に審査が付託されました。陳情第1号 介護保険制度の改善を求める陳情書、陳情第2号 後期高齢者医療の一部負担金の割合を引き上げないよう求める陳情書、陳情第3号 アスベスト被害者補償基金制度の創設と全面解決を国に働きかける意見書提出を求める陳情について、3月7日に委員全員と福祉保健課長の出席のもと審査を行いました。

陳情第1号について、まず、担当課長の説明を求め、平成12年に介護保険制度が全国一斉にスタートし、総合支援事業については、平成29年度より町でも実施してきているが、訪問介護生活援助の回数制限について、奥多摩町での現状としては、国が定めた回数制限まで到底達していない状況である。また、総合事業についてもサービス提供事業者の確保の観点から、当分の間、現行相当で実施せざるを得ない状況である。

さらに要介護1、2認定の人を介護保険給付から外すということについては、国において財政サイドからは意見が出ているようであるが、現状では具体的な話は出ていないとのこと。

議会事務局からは、今回の陳情における近隣自治体議会の常任委員会の状況として、2市で不採択、他5市町村では今後審議されるという報告を受けた後、審査に入りました。

各委員に意見を求めたところ、奥多摩町では、生活援助の平均利用回数が制限まで余裕があるのであれば、意見書を提出するには及ばないと考えるため、不採択。町でも介護現場は厳しい状況である。現状において町ではこの陳情内容は不要であると考えため、不採択。などの意見が出され、採決の結果、不採択とすべきものが挙手多数となり、当委員会としては、陳情第1号については不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、陳情第2号について、まず、担当課長の説明を求め、この一部負担金の割合を引き上げることについては、2018 骨太の方針で検討を打ち出されたものの一つで、世代間公平性と持続可能性を考えて課題に挙がっているものである。負担割合を見ても、現状では原則69歳までは3割負担。74歳までは2割負担。75歳以降の後期高齢者は1割負担である。この1割負担で継続性が担保していけるのか。また、町の医療費の公費負担分を見ても、国民健康保険では平均30万円から40万円であるが、後期高齢者医療保険では倍の平均80万円から85万円となっているとのこと。

議会事務局からは、今回の陳情における近隣自治体議会の常任委員会の状況として、2市で不採択、他5市町村では今後審議されるという報告を受けた後、審査に入りました。

委員に意見を求めたところ、財源的、全体的なことを考えると、この陳情は不採択。公費負担も既に限界だと考えるため、不採択。趣旨はわかるが、みんなで病気にかからないよう健康維持をしていってほしい。また、若い世代にこれ以上負担をかけられないため、不採択。町での後期高齢者医療の保険料は安く、医療費は高い状況では公平性に欠けるため、不採択。現制度の維持が重要である。これ以上財政を圧迫できないし、今後のことを考えて、不採択。などの意見が出され、採決の結果、不採択とすべきものが挙手多数となり、当委員会としては、陳情第2号については不採択とすべきものと決定しました。

次に、陳情第3号について、まず、担当課長の説明を求め、現在、アスベスト被害については、労働災害補償と、この労災補償の対象とならない人を対象とした石綿健康被害救済制度により給付が受けられている。国に賠償を求めた裁判も現在最高裁判所で係争中である。また、町での被害は聞いていないとのこと。

議会事務局からは、今回の陳情における近隣自治体議会の常任委員会の状況として、1

市で趣旨採択、1市で不採択、他5市町村では今後審議されるという報告を受けた後、審査に入りました。

各委員に意見を求めたところ、国でも対策を練っているところ。最高裁でも係争中であり、早計に結論は出せないため、不採択。現在、補償制度があるのであれば、これでよいと思う。改めて制度をつくるのはおかしいと考えるため、不採択。現在の制度で対象者は給付を受けられていると考えるため、不採択。現在の補償制度で十分と考えるため、不採択。などの意見が出され、採決の結果、不採択とすべきものが挙手多数となり、当委員会としては、陳情第3号については不採択とすべきものと決定しました。

以上で、経済厚生常任委員会の陳情審査報告を終わります。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、経済厚生常任委員会の報告は終わりました。

これよりそれぞれの質疑と採決を行います。

初めに、陳情第1号の経済厚生常任委員長報告について、所管外で質疑があればお願いします。2番、大澤由香里議員。

○2番（大澤由香里君） 質問ではありませんので、ご答弁は必要ありませんが、意見を述べさせていただきます。

陳情第1号 介護保険制度の改善を求める陳情書に対して。政府は、この6年間で1.6兆円も社会保障費の自然増を削減し、さらに社会保障を口実に消費税増税を強行しながら社会保障を一層削減しようとしています。

介護保険では昨年4月に3年ごとの保険料の改定で値上げが相次ぎ、全国平均で基準額が月5,869円、2000年度の制度開始から2倍にはね上がっており、これからも3年ごとの値上げが繰り返されようとしています。

国はこの間、要支援1、2の方の介護保険を外し、市町村の総合事業に移行させました。また、ホームヘルプサービスの利用回数を制限、利用料本人負担を最大3割、介護施設の不足などで高い保険料を払っているのに必要な介護を受けられない、保険あって介護なしという事態も日本で広がっています。

そんな中で要介護1、2の生活援助まで国の介護保険給付から外し、自治体の地域支援事業へ移行する検討が行われています。要支援1、2の地域支援事業への移行の検証を待たず、要介護1、2の生活援助を介護保険給付から外すことによって適切な介護が受けられず、介護が重度化する、さらに家族介護者の離職の増加につながる懸念も指摘されています。

社会保障費削減ありきで必要な医療、介護の公的支出を抑えるやり方は大問題です。政

府が強行した相次ぐ介護改悪は、特別養護老人ホームの入所条件を要介護3以上に厳格化するなど、軽度者切り捨てが際立っています。軽度者が必要なサービスを利用できなくなれば早期に適切な支援が受けられなくなり、重度化を招く事態を広げる危険があります。

特に、本陳情の生活援助の回数制限については、回数が多い事例として指摘された内容は8割が認知症、7割が独居、買い物から3食調理、配膳、下膳、服薬確認、掃除、洗濯など、生活援助が在宅生活を支えている事例です。基準回数の設定は、必要な生活援助サービスの抑制、利用制限につながりかねないものです。

現場からは、在宅の中・重度者を1日2回、3回の生活援助が支えている。ケアマネジャーが必要と認める援助なのに保険者に届けてチェックを受けるなど、ケアマネジャーの専門性を否定し、業務を増やすだけだ。ケアマネジャーが必要な生活援助の提供を躊躇する可能性がある。生活援助は、在宅重視の介護保険の命綱なのに逆行するという批判が高まっています。

介護保険制度は、住みなれた居宅で住み続けるために必要な生活援助サービスが受けられる制度でなくてはなりません。奥多摩町では全国の状態とは少し違う面もありますが、介護保険制度そのものの改善を求めなくてはいけないと思いますので、介護保険制度の改善を求める本陳情に賛同します。

したがって、不採択とした委員長報告には反対といたします。

○議長（師岡 伸公君） ほかにご意見、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 質疑なしと認めます。

以上で、陳情第1号の経済厚生常任委員長報告についての質疑を終結します。

次に、陳情第1号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第3 陳情第1号について、経済厚生常任委員長の報告は不採択とすべきものでありますが、これに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（師岡 伸公君） 起立多数であります。よって、陳情第1号については本陳情を委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第2号の経済厚生常任委員長報告について、所管外で質疑があればお願いし

ます。2番、大澤由香里議員。

○2番（大澤由香里君） 質問ではありませんので、意見を申し上げます。答弁は必要ありません。

陳情第2号 後期高齢者医療の一部負担金の割合を引き上げないよう求める陳情書に対して意見を申し上げます。

後期高齢者医療、75歳以上の医療費窓口負担を現行1割から2割にする計画が財務省や厚労省で議論されています。2割化となる負担増の計画に対して、老人クラブや医療関係団体から慎重な意見が相次ぎ、昨年の12月には秋田県社会保障推進協議会が県内25市町村の議会に提出した75歳以上の後期高齢者医療費自己負担を2割にしないことを国に求める陳情書が20市町村、80%で採択されました。

この間、公的年金の受給額は毎年減少するなどの影響もあり、ひとり暮らしの高齢者の約半数は生活保護基準を下回り、高齢世帯の27%が貧困状態に陥っていると言われています。健康で長生きするために、わずかな貯蓄を取り崩し、日々の生活を送っている高齢者も少なくありません。

このような厳しい実態に追い打ちをかける75歳以上の医療費自己負担の2割化は、高齢者の医療機関の利用を大きく阻害し、高齢者の命を縮めるものであり、高齢者の生活と健康に大きな影響を及ぼします。

70歳を過ぎてから病気がちになったというある76歳の高齢者は、1割負担だから病院に通えるが、これが2倍になったら病院に行く回数を減らさざるを得ないと言います。ちなみに、この方の医療費自己負担は年間8万円くらいだそうです。

また、80歳を超えるある方は、75歳を過ぎて入退院を繰り返すようになり、医療費は年間30万円を超えるそうです。単純に倍になったら、もう死ぬようだとこぼします。

2008年4月に開始された後期高齢者医療制度は、制度発足直前、厚生労働省幹部が医療費が際限なく上がり続ける痛みを後期高齢者が自分の感覚で感じ取っていただくと本音を語り、大問題になりました。実際75歳以上の人口が増えるほど保険料がアップにつながる仕組みになっており、値上げの傾向に歯止めがかかりません。年金から天引きされる保険料の重さが暮らしを圧迫しています。

そして、自己負担2割への引き上げは、この間の医療、介護、年金の連続改悪に続き、高齢者を標的にさらなる痛みを強いるものです。医療の窓口負担増がますます受診抑制を招き、重症化など、高齢者の健康に深刻な悪影響を与えることは明らかです。そもそも病気になりがちで、収入が少なく、暮らしが不安定な人が多い75歳以上を一つの保

険に集めて運営する制度設計そのものに無理があると言わざるを得ません。

私は、社会保障として国の資金繰り出しを強く求め、生活破壊、健康破壊、命を奪うことになりかねない2倍化に反対し、国に対して意見を上げるべきと考え、奥多摩町ではそぐわないかもしれませんが、制度自体そのものに問題があると考え、この陳情に賛同します。

したがって、不採択とした委員長報告に反対いたします。

○議長（師岡 伸公君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 質疑なしと認めます。

以上で、陳情第2号の経済厚生常任委員長報告についての質疑を終結します。

次に、陳情第2号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第4 陳情第2号について、経済厚生常任委員長の報告は不採択とすべきものでありますが、これに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（師岡 伸公君） 起立多数であります。よって、陳情第2号については本陳情を委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

次に、陳情第3号の経済厚生常任委員長報告について、所管外で質疑があれば願います。2番、大澤由香里議員。

○2番（大澤由香里君） 質問ではありませんので、ご答弁は必要ありませんが、意見を述べさせていただきます。

陳情第3号 アスベスト被害者補償基金制度の創設と全面解決を国に働きかける意見書提出を求める陳情に対するご意見を申し上げます。

アスベストの危険性は、世界では1950年代に肺がん、1960年代には中皮腫との関連性が明らかになっており、欧州諸国は1980年代から使用を禁止しました。日本でも1950年代から医学的知見が確立し、国も建材メーカーも危険性を十分認識できる状況にあったと言います。

にもかかわらず、1960年代の高度経済成長期に輸入を延ばし、1990年代まで大量のアスベスト含有建材が使われました。国は、建築基準法などでアスベスト建材を指定し、普

及を図り、建材メーカーの中には海外にノンアスベスト製品を輸出し、国内ではアスベスト建材を販売するという企業もあったそうです。日本で禁止されたのが 2006 年とは余りにも遅過ぎる対応と言わざるを得ません。被害を拡大させてきた国、メーカーの姿勢が厳しく問われます。

札幌地裁判決は、建設作業員が被った損害を補てんするための何らかの制度を創設する必要があると述べています。司法から繰り返される指摘を受けとめ活かすのが政治の責任です。

先ほど石綿健康被害救済制度があるという委員長の報告でしたが、被害者がまだ足りないということでこの陳情が出ていると思います。被害者補償基金制度の創設を含めたアスベスト対策に早急に取り組む必要があり、国に対して強く意見を述べるべきと考え、この陳情に賛同いたします。

したがって、不採択といたしました委員長報告に反対いたします。

○議長（師岡 伸公君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 質疑なしと認めます。

以上で、陳情第 3 号の経済厚生常任委員長報告についての質疑を終結します。

次に、陳情第 3 号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 5 陳情第 3 号について、経済厚生常任委員長の報告は不採択とすべきものですが、これに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（師岡 伸公君） 起立多数であります。よって、陳情第 3 号については本陳情を委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

お諮りします。次の本会議の予定は、3月19日となっておりますので、明日9日から18日までの10日間は休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、明日3月9日から18日までの10日間は休会とすることに決定しました。



なお、本会議第4日目は、3月19日午前10時より開議しますので、ご承知おきください。

本日はこれにて散会します。大変ご苦労さまでした。

午後3時28分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員